

自立相談支援事業・就労支援の あり方について

今回の資料における着眼点

テーマ	着眼点
自立相談支援事業のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自立相談支援機関において広く生活困窮者の相談を受け止めるに当たっては、関係機関との連携が重要であるが、具体的にはどのような実態にあるか。・・・P6～10 ■ 一方、関係機関もまだ把握していない人や、将来的な生活困窮のおそれが懸念される人等、潜在的な支援ニーズも存在するのではないか。・・・P11 ■ こうした人は、ある程度広域的に設置されている自立相談支援機関だけでは把握しきれないことから、身近な生活圏で自立相談支援機関の存在が本人に伝わり、支援につなげられることが重要ではないか。・・・P12
就労支援のあり方（全体）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「対象者像に応じた就労支援」を制度化したが、その事業体系はニーズに合ったものとなっているか。・・・P15・16 ■ 各事業に期待される機能・役割はどのようなものか。・・・P17
（就労支援各論①） 就労準備支援事業	<p>（①～③それぞれについて）・・・P18以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業の効果はどうなっているか（個人の自立支援／地域づくりの両面から）
（就労支援各論②） 認定就労訓練事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ どのような課題があるか。
（就労支援各論③） 無料職業紹介事業	

1 自立相談支援事業について

前回の主な意見（自立相談支援事業のあり方に関して）①

※同一項目内の委員名表記は五十音順

<全体>

- 制度施行により、既存制度では対応できなかったニーズに対応できるようになった。（朝比奈委員、田中委員、森脇委員）
- 「自立支援」と「地域共生」の関係性については、整理が必要ではないか。（菊池委員）
- 自立支援のあり方を改善していくに当たっては、義務化等、統制を強める方向だけでなく、ソフトなやり方も含めて検討すべきではないか。（菊池委員）
- 施行に当たっては、生活困窮者をサービス対象ではなく人材として「育てる」という観点を持つべきではないか。（西岡委員）

<相談受付の状況、相談者の状態像>

- 福祉事務所を訪れたが生活保護受給に至らない40万人と、新規相談件数22万件の差をどう考えるか。（奥田委員）
- 利用者の参入障壁がないか。（駒村委員）
- 川崎市はセンター型で運営しており、メリットも多くあるが、地域とのつながりの構築の面で課題があると感じている。（相澤委員）
- 施行後、相談者が多くなり、高齢者も含めた就労・参加ニーズや住まいの問題などが見えてきているのではないか。（櫛部委員）
- 伴走型支援やアウトリーチの充実のため、多機関協働モデル事業も活用して取り組んでいる。（長岡委員）
- 相談者の3分の1を占める就労者は、平日日中に仕事を休めない人も多いが、どのように相談へのアクセスを保障していくか。（朝比奈委員）
- プランにならない理由の分析が必要ではないか。（長岡委員）

前回の主な意見（自立相談支援事業のあり方に関して）②

※同一項目内の委員名表記は五十音順

＜相談受付の状況、相談者の状態像＞（前ページからの続き）

- 支援による自立のプロセスをデータにより見える化すべき。（駒村委員）
- 稼働層の就労自立に向けて、現物支給の事業と自立相談支援事業との連携が重要。（野溝委員）
- 「自立」をどのように考えるか。就労したら自立したとして支援を終結するのではなく、就労後の定着等について、地域・企業の関わりも含め継続的な支援が必要ではないか。（朝比奈委員、田中委員、和田委員）
- 自立相談支援機関間の連携を要するケースでは、都道府県が広域的に対応すべきではないか。（森脇委員）

＜支援員配置等＞

- 支援員配置数と新規相談件数の関係については、支援員配置が先であり、相談件数が増えたら支援員を増やそうということでは必要な人に支援を届けることはできないのではないか。（奥田委員）
- 支援員の力量差が出てきており、支援の質の均てん化・全体のレベルアップが必要。（山本委員代理）
- 持続可能な支援という観点から、支援員の待遇や研修等によるバックアップ等の「支え手支援」が重要ではないか。（大津委員）
- 人材養成研修は、人材養成にとどまらず、支援現場の課題の共有や支援内容の充実にも寄与している。（新保委員）

相談につながる段階での関係機関連携の重要性

- 自立相談支援機関への相談の約3割が「関係機関からの紹介」となっている。
- これまで、様々な関係機関との間で、対象者像に応じて自立相談支援機関を案内したり他制度側へ案内すること等、取るべき対応を整理して示してきている(計20機関との連携通知のうち、以下例のとおり)。
- なお、「関係機関からの紹介」とは、関係機関が相談者に自立相談支援機関を紹介し、本人に相談意思がある場合に、
 - ・ 実際に窓口まで同行案内するケース、
 - ・ 関係機関職員が自立相談支援機関へ事前に連絡を取って必要な取次ぎをした上で、事後、本人が自ら自立相談支援機関を訪ねるケース、などが一般的であり、**相談することについて本人の意思・同意があることが前提**となる。

連携通知で示している相談段階での連携の主な取組

分野	取組内容
生活保護	・ 両制度の仕組みについて十分な説明を行い、本人の希望や意思を確認した上で、要保護であると見込まれる者等を福祉事務所へ、現に経済的に困窮し要保護状態になるおそれのある者等を自立相談支援機関へつなぐ。
ひとり親・児童福祉	・ 養育費等ひとり親家庭特有の課題を抱えている場合は母子・父子自立支援員へ、複合的な課題を抱えるひとり親や、自立の見込みが立っていない児童養護施設退所者については自立相談支援機関へつなぐ。
障害保健福祉施策	・ 障害のある可能性が疑われる場合には、本人の意向確認の上で障害保健福祉施策へ、家族が困窮しており世帯支援を要する場合等は自立相談支援機関へつなぐ。
介護保険制度	・ 生活困窮者自立支援制度では、介護保険制度の要介護・要支援に該当しない者や、就労支援・家計相談支援等を利用するケース、高齢者の居宅でひきこもっている稼働年齢層の人がいる世帯への包括的な支援等を行う。
年金制度	・ 年金の納付相談に来る者等、経済的に困窮している人が年金事務所等を訪れることを念頭に、両制度の情報交換を行い、自立相談支援機関においては国民年金保険料免除制度等を周知する。
教育機関	・ 自立相談支援機関の相談支援員等との必要な情報交換や、学校等において、生活困窮者自立支援制度の広報資料を配置したり、スクールソーシャルワーカーが自立相談支援機関への相談勧奨等を行う。

分野	取組
矯正施設 出所者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護観察所等において現に更生保護法に基づく支援等を受けている矯正施設出所者が生活困窮者自立支援制度の利用を希望し、適切であると考えられる場合は、自立相談支援機関に対し事前情報提供する。
多重債務 者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多重債務等の課題を抱える方の支援においては、自立相談支援機関等と多重債務者相談窓口、法テラス、弁護士会等が連携する。
子ども・若 者育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活に困窮し複合的な課題を抱える相談者について自立相談支援機関へつなぐほか、支援調整会議に子ども・若者総合相談センターが参画する。
居住支援 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅確保要配慮者が離職により住居を失うおそれがある場合等は、自立相談支援事業と居住支援協議会が連携して支援することにより、住宅を含む生活全般の包括的な支援を受けることが可能となる。
地域福祉 施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会、民生委員が生活困窮者を把握した場合には、本人の承諾を得て速やかに自立相談支援機関へつなぐ。生活困窮者の早期発見等に向けたネットワーク構築のため、共助の基盤づくり事業を活用することも可能。
ハロー ワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体が行う就労支援(主として就労に向けた準備が必要な者に対して)とハローワークが実施する一般職業紹介を始めとした就労支援が連携し、役割に応じた支援を実施。
地域若者 サポステ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域若者サポートステーションの支援対象者(15～39歳までのニート等若年無業者のうち一人で求職活動ができるまでには至らない者)と生活困窮者自立支援制度の支援対象者を区分し、後者の支援プラン作成者は原則としてサポステの支援対象者とはしない。
寄り添い 型相談支 援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24時間365日の電話相談である寄り添い型相談支援事業で相談者の話を傾聴することを重点に対応し、必要に応じて自立相談支援事業において包括的な支援を行うなど両者の強みを生かしながら地域の相談支援体制を強化することにより、自殺防止対策の体制強化にも資する。
医療保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立相談支援機関において、保険料(税)の納付相談や各種申請手続の支援をするほか、国保等担当部局において、滞納理由が経済的困窮であること等を把握した場合に自立相談支援機関を案内する。
ひきこもり 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひきこもり支援センターの相談者のうち、生活に困窮し複合的な課題を抱える者について自立相談支援機関へつなぐ、自立相談支援機関において把握した生活困窮者のうち引きこもり状態にある者についてひきこもり支援センターへつなぐ。
自殺対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺予防に関する相談窓口及び自立相談支援機関が把握した生活困窮者・自殺の危険性の高い者を適切に両者の支援につないでいくための連携を図る。

自立相談支援機関と生活保護担当部署との連携

- 福祉事務所の生活保護担当部署に相談する人は、何らかの生活困窮状態にあると考えられるが、①生活保護の受給要件に合わない、②本人が申請を希望しない等の人については、確実に自立相談支援機関で受け止められるよう、生活保護担当側で自立相談支援機関を案内する等の取組が必要（※併せて、生活保護受給から脱却した人についても同様）。
- 94%の自治体で生活保護担当から自立相談支援機関へつながった実績があるが、**相談者ベースで見ても取りこぼしのないように連携を深めていくことが必要**。

参考：ニュースレターでの情報発信（平成28年3月30日号（抄））

生活保護受給に至らない人の取りこぼしがないように窓口を一本化している自治体、両窓口が別の場所にあってもお互いに対象者をつなぎ合っている自治体など、一体的な運用ができています。データ面でも、定点調査にご協力いただいている自治体においては、相談者が生活保護受給となるケースも一定程度現れています。自立相談支援事業において把握した緊急を要する生活困窮者を迅速に生活保護につなぐことも大きな役割ですが、一方では、生活保護の窓口で受給に至らず自立相談支援機関を訪れた人を「要保護状態にあるから生活保護窓口に行くように」として帰したり、生活保護の窓口から自立相談支援機関になかなかつながらないといった例も、残念ながら耳にします。

生活保護の窓口で受給に至らず自立相談支援機関を訪れた人であっても、自立相談支援機関において要保護となる可能性があると考えられる場合は、生活保護担当へ本人の相談歴を照会する、本人とともに再度窓口へ行ってみたいといった対応が必要です。「受給に至らず」の背景には、明らかに受給要件を満たさないようなケースであるのか、本人に申請の意思がないのか、生活保護に抵抗を感じて制度概要を単に聞いて終わっただけになっていないか等、その人ごとに様々な事情があります。まずはそれを一緒にときほぐし、生活保護がその人にとって自立支援のツールとしてあり得るのかどうか、自立相談支援機関の目線で考え、福祉事務所ともよく連携しながら行動していただくことが大切です。生活保護につなぐ場合でも、ただ本人に案内するだけでなくきちんと「つなぎ」を行うとともに結果のフォローをすることで、生活保護窓口と自立相談支援機関を連続的にすることができると考えられます。それでもなお、生活保護受給は難しいという場合ももちろんあります。

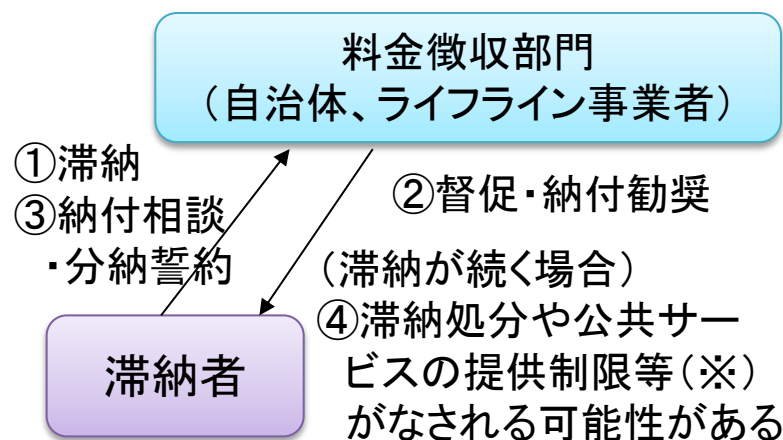
一般的には、最後のセーフティネットは生活保護ですが、生活保護制度が給付の仕組みである以上、その要件に該当しない場合があり得、そのときは、生活困窮者自立支援制度がその人にとっての最後のセーフティネットになるのだということを、常に心に留めていただきたいと思います。

（注）これ以降10ページにかけて、「自立相談支援機関へつながった実績」として記載している数字の出典は「自立相談支援機関の連携状況に関するアンケート」（平成27年12月実施）。

自立相談支援機関と自治体の料金徴収部門等との連携

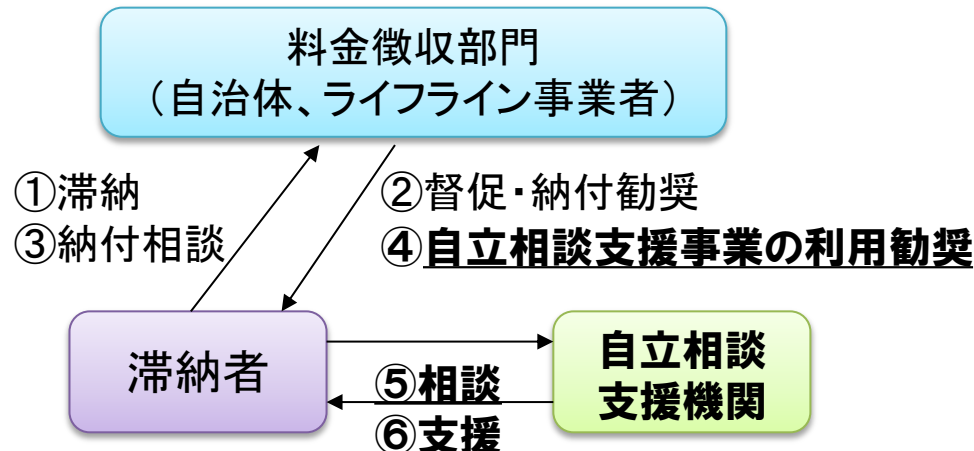
- 自治体が税、保険料、利用料等を徴収する場合に、生活困窮による滞納ケースを把握する場合がある。
※電気、ガス等のライフラインについても同様に民間事業者が把握する場合がある。
- こうした滞納者についても生活保護と同様に、各制度担当側で自立相談支援機関を案内する等の取組が必要。実際に自立相談支援機関へつながった実績がある自治体は市町村民税担当部署から52%、国民健康保険担当から46%、市営住宅担当から31%、水道事業部門から23%などとなっており、さらに取組を拡げていく必要。

1. 自立相談支援機関が介在する前



※国民健康保険被保険者証の返還・被保険者資格証明書の交付、公営住宅の明渡請求、水道、電気、ガス等の供給停止等

2. 自立相談支援機関が介在する場合



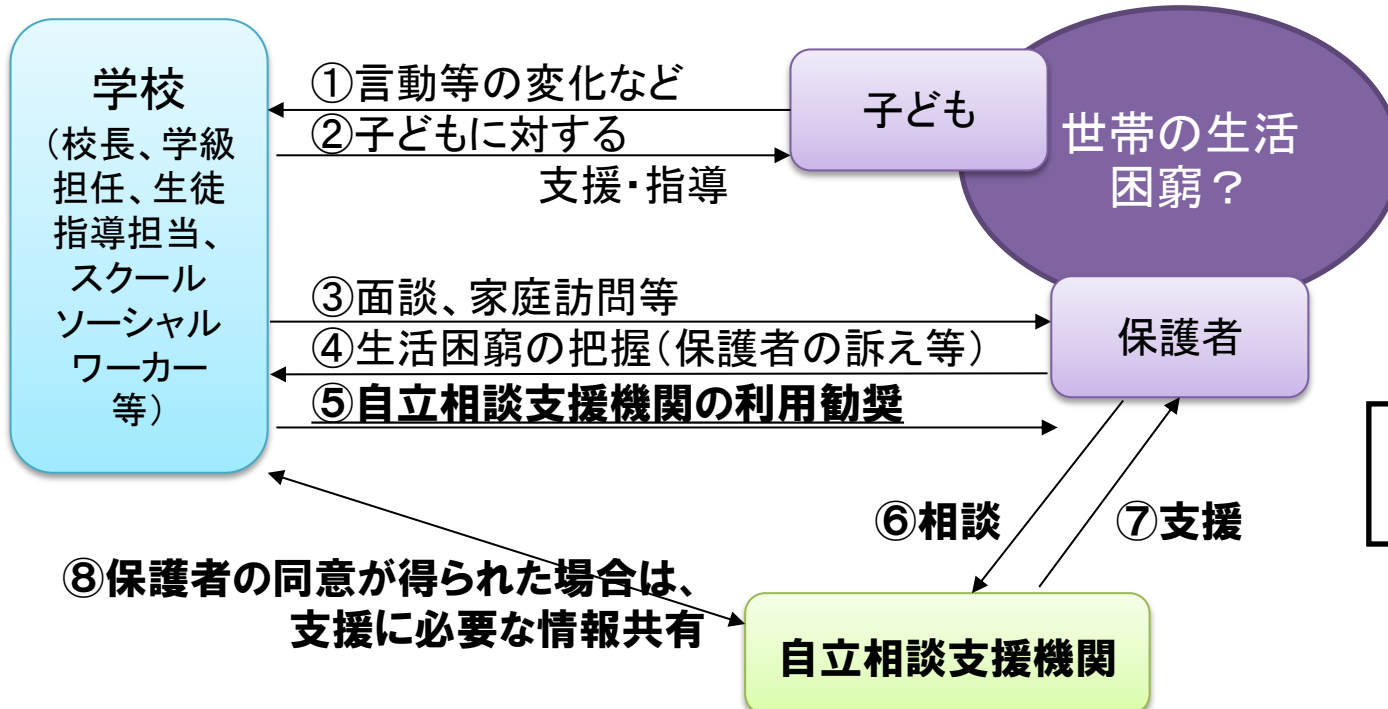
自立相談支援機関が介在しない限り、滞納の背景にある生活困窮問題に根本的なアプローチをすることは困難。滞納処分や公共サービスの提供制限となれば、本人の生活困窮状態が急に悪化することも懸念される。

➡ そうした状況に陥る前に自立相談支援機関において包括的な支援を開始できれば、その一環として、滞納分について現実的な納付計画を作成し、その履行を伴走型で支援していくことが可能。

自立相談支援機関と教育機関との連携

- 学校においては、子どもの言動等の変化などから、世帯の生活困窮が察知できるケースが存在する。
- 世帯の生活困窮が懸念される子どもに対しては、**教育行政・児童福祉行政の中で支援・指導をしつつも、背景にある世帯の生活困窮状態に並行してアプローチしなければ、根本的な解決は難しい**と考えられる。
- 学校(スクールソーシャルワーカー等)において、面談や家庭訪問等により保護者から生活困窮の訴えがある場合には、自立相談支援機関を案内するといった丁寧な取組が必要。
- 学校・教育委員会から自立相談支援機関へつながった実績がある自治体は17～18%であり、取組を拡げていくことが必要。

【支援イメージ】



子どもの支援・指導と世帯の自立支援に並行して取り組むことにより、子どもに顕在化している課題の背景も含めた根本的な解決を図ることができる。

潜在的な支援ニーズの把握(ひきこもりの場合)

- 自ら自立相談支援機関に相談できない人も含め、必要とする人に支援を届けるためには、まずは地域ごとにそのニーズを把握することが重要。
- ひきこもりの人の実態把握については、秋田県藤里町の取組が先進事例であるが、類似の取組が全国的に拡がり始めている。

自治体の行った「ひきこもり」等の実態把握の例

	調査の概要	調査結果の概要
秋田県 藤里町	平成22年に町社会福祉協議会が戸別訪問して把握。その後、「福祉の拠点 こみっと」を開設。	当初、長期不就労等によるひきこもり状態であると把握したのは113名。※支援を通じて4年後には25名に激減。 平成26年度に「こみっと」についての情報提供のため戸別訪問した166名のうちでは、ひきこもり歴ゼロは99人(卒業間近の高校生、失業直後の人等)、不明が31人(仕事はあるが就労が不安定である人等)と、ひきこもり以外で支援を要する人のニーズ掘り起こしにもつながっている。
北海道 津別町	全世帯から5分の1を無作為抽出し、平成27年7～12月に調査用紙を郵送・個別訪問で回収(回収率84.6%)。	町内全体の15歳以上65歳未満の人のうち、長期のひきこもりの状態にある人が2.0%。その内訳は、全員が男性で、半数以上が40歳以上。
岡山県 総社市	平成27年度、地区社協単位(全14地区)で、民生委員、福祉委員等の座談会形式で把握。	207人(人口比0.3%)のひきこもりの人(※)を地域で把握していることが判明。 30代が最多で51人(24.6%)、次いで40代の45人(22.4%)。男性が女性の2倍以上となっている。今後は、事例調査、サポーター養成、居場所の設置などに取り組む予定。 ※「義務教育終了後であって、おおむね6ヶ月以上社会から孤立している状態」と定義。
島根県	県内の担当地区を持つ民生委員・児童委員に対し、平成25年11月現在でアンケート調査を実施(回収率81.2%)	把握できた「ひきこもり状態の方等(※)」は人口比で0.15%。 ※15歳以上で「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態の方」「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流はないが、時々買物などで外出することがある方」等と定義。

(注)北海道津別町については、平成27～29年度日本学術振興会科学研究費基盤研究による大阪市立大学岩間伸之教授他による研究。

身近な生活圏での制度周知等の取組

- 自立相談支援事業の機関数は全国で1,345箇所(平成27年度)であり、概ね一福祉事務所設置自治体が1カ所を設置しているケースが多く、ある程度広域的な設置となっている。
※政令市においては行政区ごとに設置している自治体もあるが、広域的という点では共通と考えられる。
- 自立相談支援事業側において、従来からの地域の取組も活用しつつ、相談につながりやすくするための身近な生活圏での取組が工夫されている一方、制度によらないいわゆる「何でも相談」を受けの仕組みを作り、自立相談支援事業へつなぐ取組も行われている。

1. 自立相談支援事業における取組例 (第1回資料4より転載)

自治体	取組
山形県 酒田市	社協が長年培ってきた「 36の学区・地区社協を母体とする地域福祉活動 」を通じた 制度周知 により、相談につながっている。
東京都 八王子市	市内民生委員の活動地区20地区すべてを回り、直接、制度周知 を実施。自治会連合会役員に依頼し、 周知チラシの全戸回覧 を実施したところ、相談件数が大幅に増加。
沖縄県 那覇市	2、3か月に一度定期的に、 相談窓口以外に4地区の公民館等で「何でも相談会」(出張相談会) を実施。支援員だけでなく弁護士や保健師、ハローワーク等の関係機関も一緒に相談に当たっている。
福島県 いわき市	新規相談件数を分析すると、 自立相談支援機関の周辺地区に比べて離れた地区からの相談が少ないことが判明したため、月1回の出張相談会 を実施することとした。

2. 身近な圏域で地域課題を把握する取組

自治体	取組
東京都 世田谷区	高齢、障害、子育て、生活困窮などの世帯に対する包括的支援 を行うため、身近な地区において福祉の相談窓口を開設。
神奈川県 藤沢市	自立相談支援事業の委託先である社会福祉協議会の 相談支援員とCSWが連携し、複合的課題に対し地域の中で総合的・包括的に対応 できる体制を整備。
静岡県 富士宮市	地域での相談窓口として「福祉相談センター」を生活圏域ごとに11か所設置。 地域包括支援センターや分野ごとの相談機関が一元的に総合相談支援を実施 。
三重県 名張市	複合的な生活課題を抱える人の相談に、 地域包括支援センターがワンストップ窓口として機能 するよう体制整備。
大阪府 豊中市	小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」 において、ごみ屋敷などの把握した課題を地域住民と共に解決を図る。

2 就労支援のあり方について

前回の主な意見（就労支援のあり方に関して）

＜基本的な考え方＞

※同一項目内の委員名表記は五十音順

- 2003年に始まった生活保護受給者の自立支援プログラムのポイントは、中間的就労による自尊心の回復であった。就労・参加の場を得ている状況が重要であり、ペイドワークであるかアンペイドワークであるかは重要ではないのではないか。（櫛部委員）
- 就労の準備や支援付き就労は、全ての生活困窮者に必要な要素ではないか。本人をむやみに変えようとするのではない就労支援が必要で、各事業の強化を図るべき。（渡辺ゆりか委員）

＜必要な支援＞

- 就職活動の費用がない等、新たなアクションをしようとしたときのお金がないという課題がある。（奥田委員）
- 稼働層に対して、現物支給により食糧支援やライフライン料金滞納の解消をしていったん支えつつ、就労自立につなげていくことが重要。（野溝委員）
- 精神疾患等の状態像の人も多く、中間的就労や障害者の就労支援施策の活用が必要になっている。（田中委員）
- 就労は基礎自治体内で完結しないこともあり、移動手段を持たない生活困窮者が近隣自治体で就労することとなると転居を伴う。関係自治体間の広域的な連携が必要。（森脇委員）

＜担い手・場づくり＞

- 認定就労訓練事業は社会福祉法人が多く株式会社の参画はまだ少ないが、参加意思のある企業は潜在しているため、開拓に取り組んでいるところ。（渡辺ゆりか委員）
- 認定就労訓練事業は自主事業では担い手が拡がらないため、インセンティブがあってもよいのではないか。（田中委員）
- 就労準備支援事業は市部だけではニーズが少なく実施しにくい場合があり、県と市が共同実施を行っている。（山本委員代理）
- 様々な就労支援が分断されていて、企業からすると様々な分野から協力要請が来る事態になっている。地域ごとに、分野を超えた就労支援のあり方を構築していく必要。（朝比奈委員）

生活困窮者の就労支援ニーズ（平成27年度実績から）

【ニーズのイメージ】

新規相談件数
約22.6万件

就労に関する相談
相談全体の約4割＝約9万件

就労以外の相談
相談全体の約6割＝13.6万件

うち、
プラン作成件数
約5.6万件

就労に関する相談 プラン
の約6割＝約3.4万件

就労以外の相談 プラン
の約4割＝2.2万件

うち、
就労支援対象者（※）
約2.8万人
※プラン期間内に一般就労を
目標とする人

就労支援対象者
2.8万人

①ハローワークの求人
により就労可能な人

①

②

③

②就労支援対象者のうち、
－1:本人のニーズに合ったオーダーメイドの求人を作り出すこと
で就労しやすい人
－2:就労の準備等を経て一般就労を目指す人

③まだ就労支援対象者ではないが、一般
就労を目指すまでのステップアップ段階
にある人（就労の準備や柔軟な働き方
等）

生活困窮者自立支援法独自のオーダーメイド支援が効果的な対象者2.4～3.4万人（推計） 15

生活困窮者の就労支援ニーズと就労支援の体系

【状態像】

【必要な支援】

【現行の事業体系】

【各事業のポイント】※実績は平成27年度

就労支援対象者

① ハローワークの求人により就労可能な人

②-1 本人のニーズに合ったオーダーメイドの求人を作り出すことで就労しやすい人

②-2 就労の準備等を経て一般就労を目指す人

③まだ就労支援対象者ではないが、一般就労を目指すまでのステップアップ段階にある人(就労の準備や柔軟な働き方等)

■ ハローワークの求人に応募するための手厚い伴走支援

■ 本人のニーズに合ったオーダーメイドの求人を作り出し本人にあっせん

■ 就労に向けた準備が必要な人が基礎能力形成を行うための支援

■ 一定の継続的で柔軟な働き方での就労

■ これらの支援・就労の間の伴走支援

A

生活保護受給者等就労自立促進事業

求職者支援制度

B

自立相談支援事業の就労支援

自立相談支援事業における無料職業紹介

※自治体が行う場合もある。

就労準備支援事業

認定就労訓練事業(雇用・非雇用)

※D・Eの利用時には自立相談支援事業が伴走支援を行う。

A:生活保護受給者等就労自立促進事業

- ◆ ハローワークの「就職支援ナビゲーター」による支援。
- ◆ 常設型・巡回型により、14,650件の利用。

B:自立相談支援事業の就労支援

- ◆ ハローワークへの同行支援から、独自求人開拓まで本人に合わせた幅広い支援。
- ◆ 901自治体で22,430件の利用。

C:自立相談支援事業における無料職業紹介

- ◆ 相談者に合わせて求人内容を調整しつつあっせんするために必要。

D:就労準備支援事業

- ◆ 253自治体が実施し1,833件の利用。
- ◆ ニーズはあるが利用件数が少ない。
- ◆ 実施していない自治体は自立相談支援事業において対応(当然、簡素なものとなる)。
- ◆ 作業賃、交通費等は事業費からは支払われない。

E:認定就労訓練事業

- ◆ 公費による事業ではない(民間の自主事業)。
- ◆ 484事業所が認定され161件の利用。
- ◆ ニーズはあるが利用件数が少ない。
- ◆ 雇用型は賃金が支払われるが、非雇用型の作業賃等の支払いはケースバイケース。

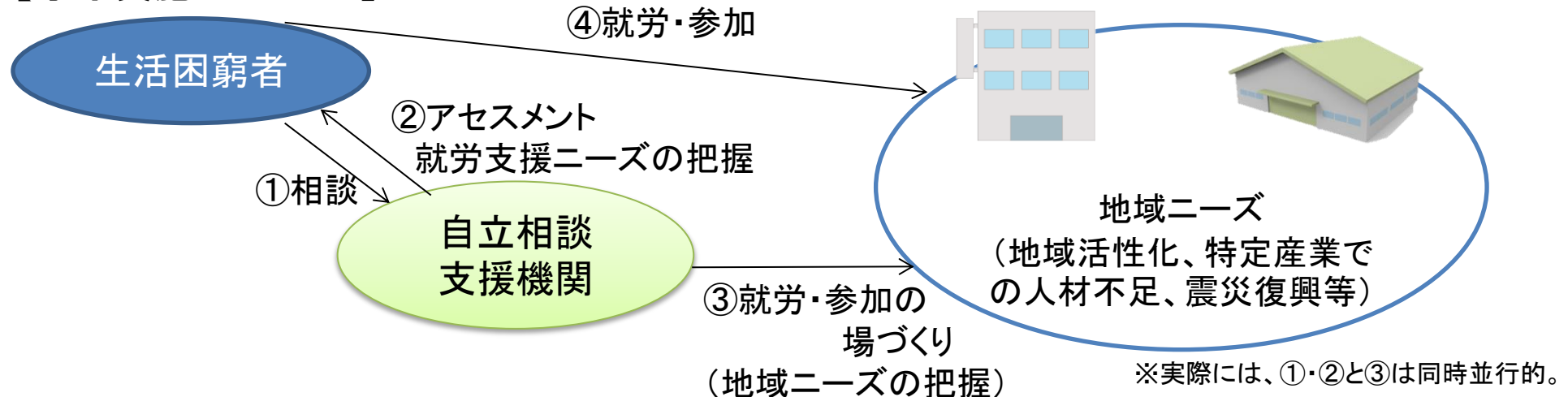
各事業に期待した機能・役割

- 生活困窮者自立支援法に基づく就労支援の各事業は、生活困窮者の就労支援ニーズに応じてきめ細かく個別の自立支援を行うことと、地域ニーズを踏まえつつ就労・参加の場を作り出していく地域づくりが「車の両輪」となって進められることが期待されている。

※自立相談支援事業の就労支援、就労準備支援事業、認定就労訓練事業のすべてに共通。

- したがって、各事業の機能・役割を評価するに当たっても、
 - ・ 多様な就労支援ニーズに対して、個別支援を通じた自立の効果が現れているか、
 - ・ 就労・参加の場を作り出す地域づくりが進められているか、という双方から見ていくことが必要。

【事業実施のイメージ】



生活困窮者の自立支援においては、就労・参加の場を作っていくことが不可欠。これは、地域共生社会の理念である「支える側と支えられる側が固定しない地域」を目指すことそのもの。

- 自立相談支援事業の就労支援においては、一般就労を目標とする人に対する就労支援を中心に取り組んでおり、約7割の就労・増収率となっている。

※就労・増収率については平成28年度からの把握となっており、通年の実績値ではないことに留意が必要。

自立相談支援事業の就労支援

実施自治体	901自治体
利用件数(累計)	22,430件(H27年度)



就労支援対象者
(※)

就労・増収率 71%
(就労率のみの場合56.2%)
(H28.4～7)

※就労支援対象者は、プラン期間内での一般就労を目標としている人。

(出典)「生活困窮者自立支援制度における支援状況調査」(厚生労働省社会・援護局生活困窮者自立支援室)。

参考:生活保護受給者等就労自立促進事業

(労働局・ハローワークと自治体との協定に基づく連携を基盤に、地方自治体にハローワークの常設窓口の設置又は巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を整備し、自治体の福祉部局とハローワークが一体となった手厚い就労支援を行う事業。生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者等の生活困窮者などを対象として実施)

常設窓口設置自治体(※)	158自治体
巡回相談実施自治体(※)	865自治体
利用件数 (生活困窮者分の累計)	14,650件 (H27年度)



生活困窮者分

就職率(※) 64.6%
(H27年度)

※就職率は、本事業の支援対象者のうち、常用雇用(期間の定めのない雇用)の求人等に応募し、就職した人の割合。

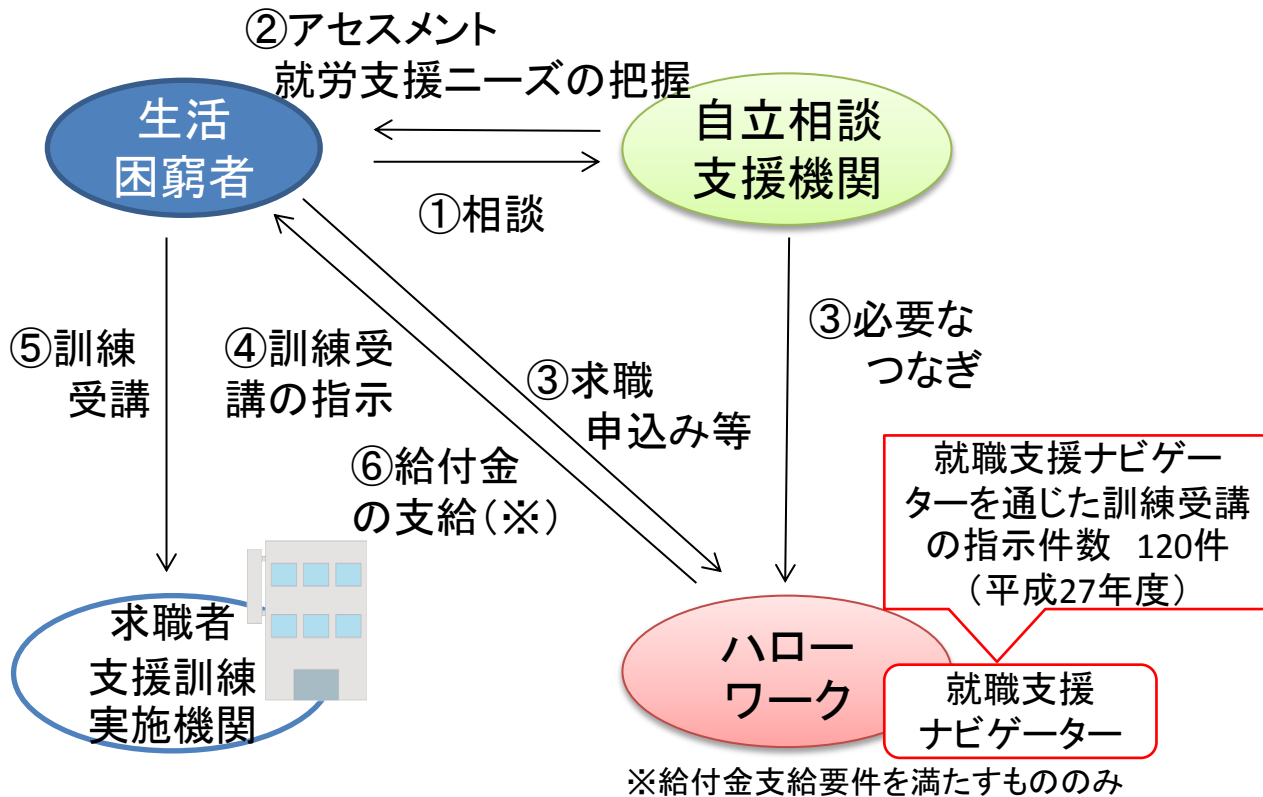
(出典)厚生労働省職業安定局就労支援室。

※自治体数はH27. 6. 1現在。市町村ベースであり、困窮者法の実施主体である901福祉事務所設置自治体とは対応しない。

求職者支援制度との連携

- 求職者支援制度を利用するには、ハローワークに求職申込みをする等利用要件に合致することを確認した上で、ハローワークから訓練受講の指示を受けることが必要。
- 生活困窮者のうち求職者支援制度の利用意向がある人については、自立相談支援機関からハローワークにつないだ上で必要な手続を行い、訓練を受講することとなる(自立相談支援機関は、訓練受講中の伴走支援を行う)。

【連携のイメージ】



【参考:求職者支援制度の要件等】

■支援対象者

- ①ハローワークに求職申込みをしていること。
- ②雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと。
- ③労働の意思と能力があること。
- ④職業訓練を行う必要があるとハローワークが認めたこと。

■給付金支給要件

- ①本人収入が月8万円以下
- ②世帯収入が月25万円以下
- ③世帯の金融資産が300万円以下
- ④現に居住する以外に土地・建物を所有していない
- ⑤訓練の全ての実施日に訓練を受講(やむを得ない理由がある場合でも、8割以上の出席率)
- ⑥同世帯の中で同時に当該給付金を受給して訓練を受講している者がいない
- ⑦過去3年以内に失業等給付等の不正受給をしていない

職業訓練受講給付金(月10万円+通所手当)を受給しながら訓練の受講をすることで、早期就労につなげることが可能。

(注) 訓練受講の指示に至った件数120件の出典は、厚生労働省職業安定局就労支援室。

求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、
 - ・ 訓練を受講する機会を確保するとともに、
 - ・ 一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、
 - ・ ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援するもの。
- 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け

対象者

- 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者
具体的には、
 - ・ 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者
 - ・ 雇用保険の適用がなかった者
 - ・ 学卒未就職者、自営廃業者等
- が対象

訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定。
- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、これに則して認定。
- 訓練実施機関には、就職実績も加味(実践コースのみ)した奨励金を支給。

給付金

- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金(月10万円+交通費(所定の額))を支給。
- 不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティあり。

訓練受講者に対する就職支援

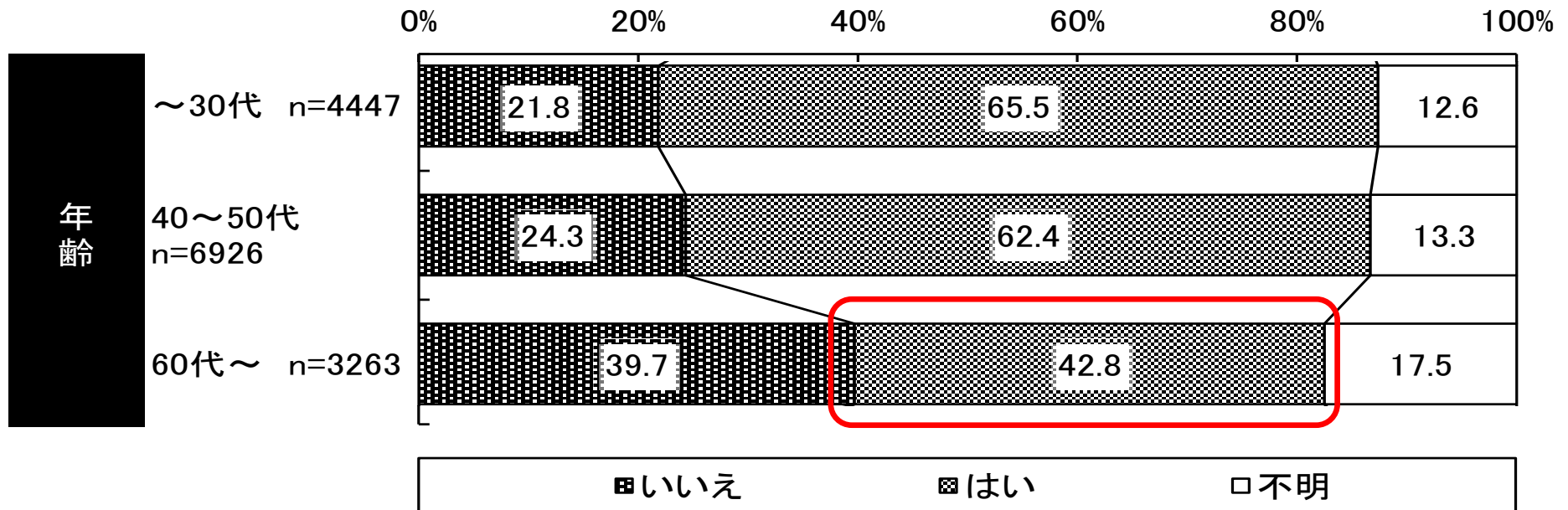
- 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。

高齢者の就労支援について

- プラン作成者のうち年齢が60代以上の者については、42.8%の者がプラン期間内での一般就労を目標としており、**高齢者においても一般就労に向けた就労支援のニーズ**があることがわかる。
- 「生涯現役社会の実現」に向けては、雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法の改正（平成28年法律第17号、平成29年1月施行）により、**65歳以降に雇用された者も雇用保険の適用の対象となる等、労働法制における環境整備が進められている**ところ。

プラン期間内で一般就労を目標に掲げているか（プラン作成対象者の年代別）

n=14,636



（出典）平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」（みずほ情報総研株式会社）。調査対象自治体119自治体の平成27年4月～平成28年3月までの支援決定・確認者（初回プランのみ）14,636件についてのもの。

改正の趣旨

生涯現役社会の実現の観点から、雇用者数、求職者数が増加傾向にある65歳以上の高年齢者の雇用が一層推進されるよう、雇用保険を適用する。

- ・ (役員を除く) 65歳以上の雇用者数 : H14 153万人 → H26 320万人
- ・ 65歳以上の新規求職申込件数 : H2 84,204件 → H26 431,023件 (就職件数 : H2 9,011件 → H26 74,746件)

現行の内容

- 65歳以降に雇用された者は雇用保険の適用除外
- 同一の事業主の適用事業に65歳以前から引き続いて雇用されている者 (高年齢継続被保険者) のみ、適用となり、離職して求職活動をする場合に高年齢求職者給付金 (賃金の50~80%の最大50日分) が1度だけ支給
- 64歳以上の者については、雇用保険料の徴収を免除



改正の内容【平成29年1月1日施行】

- **65歳以降に雇用された者についても、雇用保険を適用し、離職して求職活動する場合には、その都度、高年齢求職者給付金を支給** (支給要件・内容は現行のものと同様。年金と併給可。)
- さらに、**介護休業給付、教育訓練給付等についても、新たに65歳以上の者も対象とする**
- **雇用保険料の徴収免除を廃止して原則どおり徴収し、平成31年度分までの経過措置を設ける。**

※ 別途、事業主が高齢者を一定割合以上雇用した場合の助成措置等を導入。

- 就労支援においては**就労後にすぐに支援を終結するのではなく、定着支援等のフォローアップが重要。**
- 自立相談支援事業において、**7割以上の自治体が定着支援を実施している。**

1. 基本的な考え方(「自立相談支援事業の手引き」より)

(4) 支援の終結

- 就労準備支援事業、認定就労訓練事業(中間的就労)、一般就労など、本人の状況に応じて設定した就労に関する目標を達成した場合に、就労支援も終結の段階を迎えることになる。目標を達成したところで終結する場合には、対象者、就労支援員ともに、一定の達成感を共有しつつ支援を終えることができると考えられる。(略)

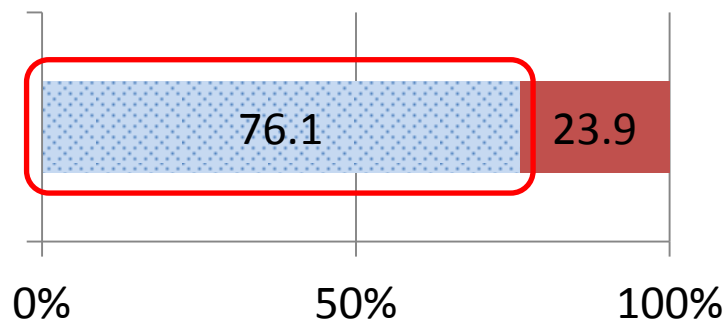
(5) フォローアップ

- 支援目標が達成できたところで、支援がすぐに終わるわけではなく、就労支援においては就職後の定着支援などのフォローアップも重要である。支援目標を達成した後の、状況確認などの声かけや働きかけ、見守りが、対象者の就労や生活の安定につながる、有効な対応であることを認識することが必要である。

2. 実施状況

「就労後の定着支援」を n=873

■ 実施している ■ 実施していない



(出典)平成27年度自立相談支援事業等実績調査

3. 取組事例

- 就労後の安定収入を得られてから、3か月から6か月を目安に、就労継続状況及び生活状況の安定を確認後に支援を終結。(埼玉県川越市)
- 就労支援を行った場合、就職後一定期間が経過し、就労の安定が確認でき、他に対応すべき課題がない場合に支援を終結。(東京都八王子市)

就労準備支援事業について

事業の概要

- 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)

支援のイメージ

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要
- 自尊心や自己有用感を喪失している
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い等

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)
- 通所、合宿等の様々な形態で実施。

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加 等

(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)



(就職面接等の講座)



期待される効果

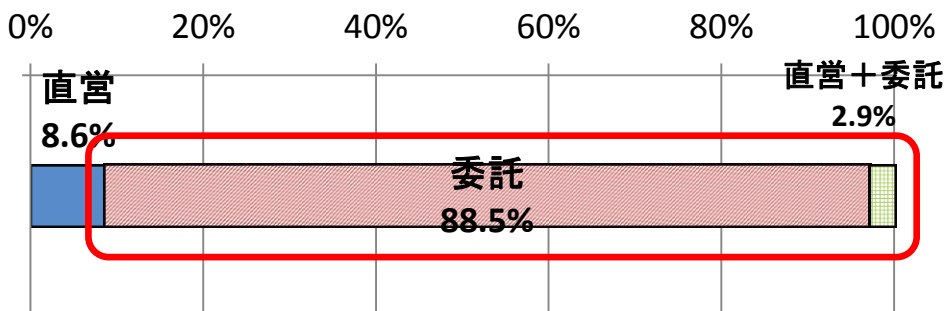
- 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

就労準備支援事業の実施状況①

- 運営方法については、直営方式との併用を含めて91.4%の自治体が委託により実施している。
- 委託先はNPO法人(29.1%)が最も多く、次いで社会福祉協議会(27.4%)となっている。
- 就労準備支援担当者の配置状況は、実人数で550人、1自治体平均2.4人となっている。

1. 運営方法

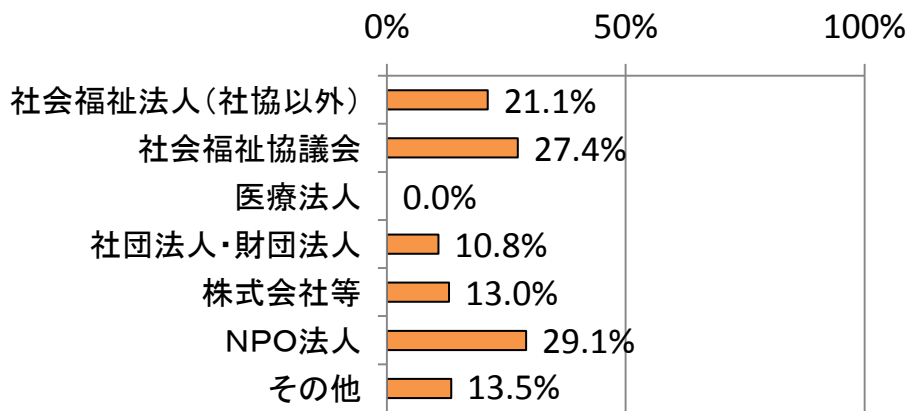
n=244



(出典)平成27年度事業実施状況調査

2. 委託先

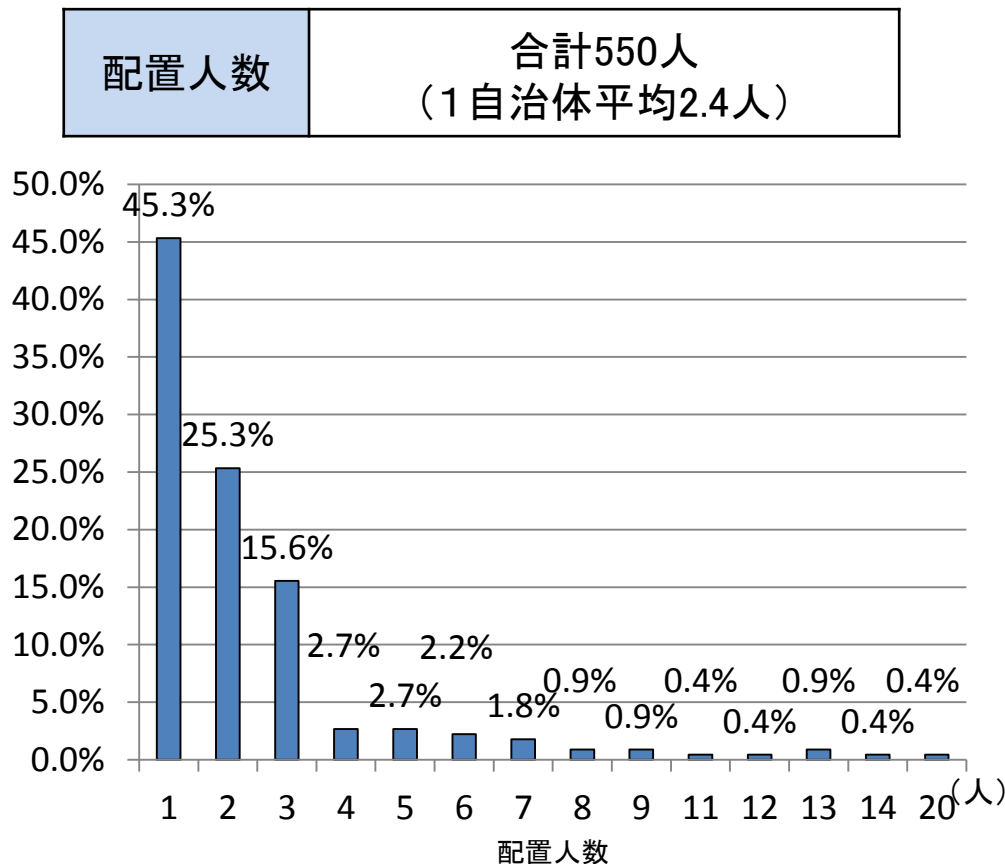
n=223



(出典)平成27年度事業実施状況調査。複数回答可。

3. 就労準備支援担当者の配置状況

n=225

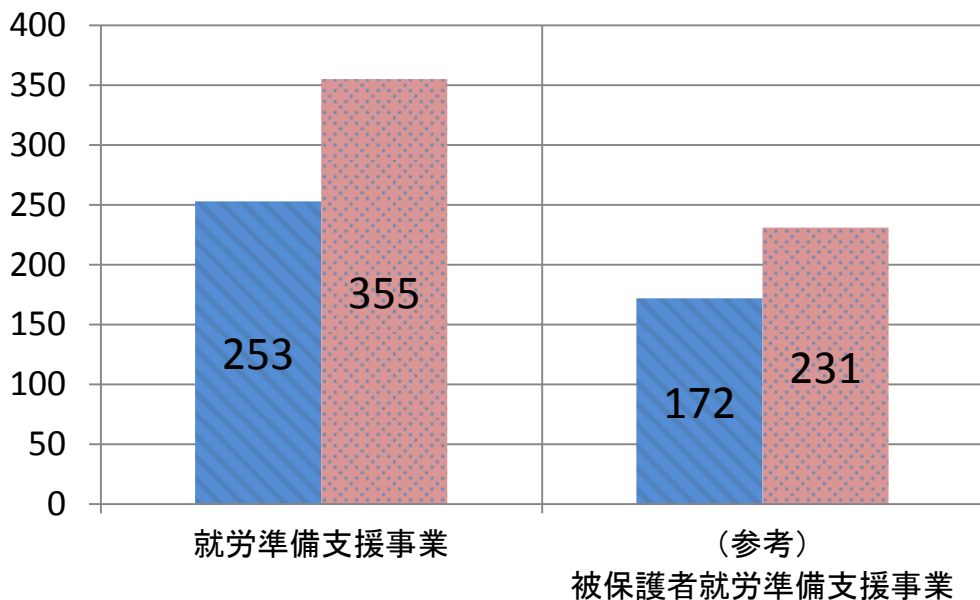


(出典)平成27年度自立相談支援事業等実績調査

- 実施自治体数は、平成27年度(253自治体)から平成28年度(355自治体)にかけて約40%増加。※被保護者就労準備支援事業も同様に、昨年度より実施自治体数が増加。
- 実施自治体のうち、被保護者就労準備支援事業と一体的に実施している自治体は、57.2%。

1. 実施自治体数

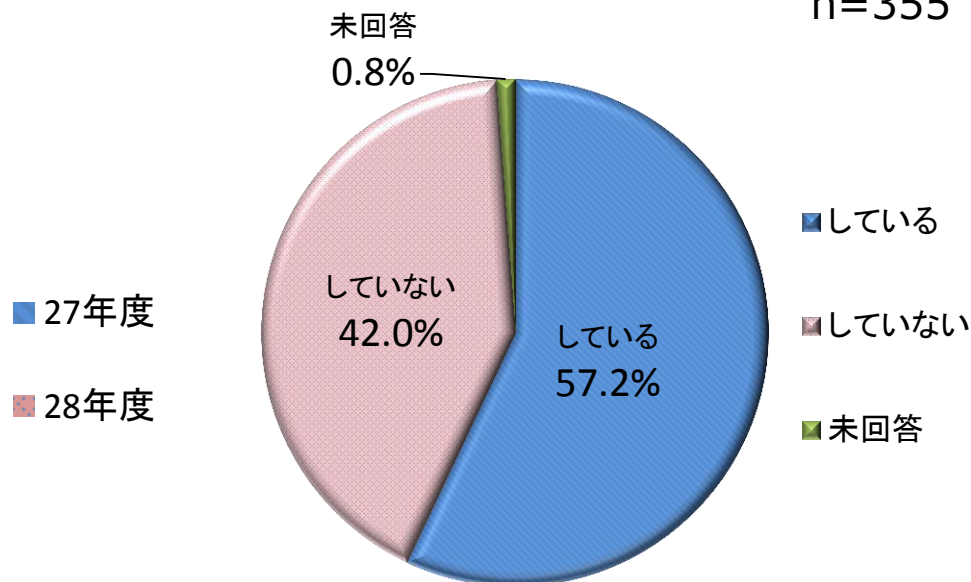
n=901



(出典)【就労準備支援事業】平成27,28年度事業実施状況調査
【被保護者就労準備支援事業】厚生労働省社会・援護局保護課調べ

2. 被保護者就労準備支援事業との一体的実施の有無

n=355

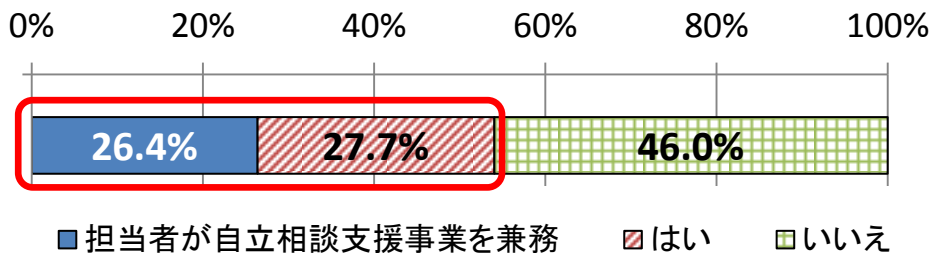


(出典)平成28年度事業実施状況調査

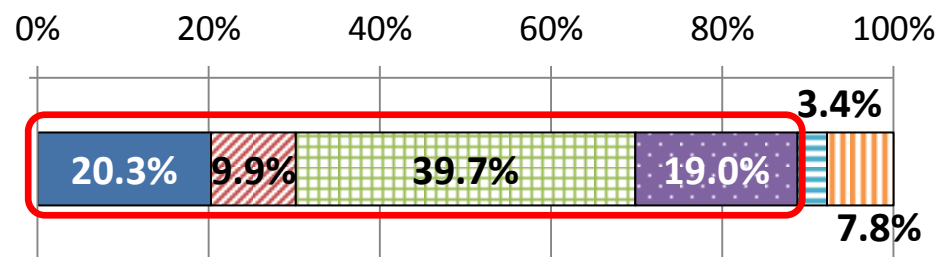
- 自立相談支援事業との連携状況については、
 - ・ 連携開始のタイミングをあらかじめ決めている割合と、就労準備支援担当者が自立相談支援事業を兼務している割合を合わせると54.0%。
 - ・ 連携開始の具体的なタイミングについては、88.9%の自治体がプラン作成時まで。
 - ・ 週1回以上の情報共有をしている割合と、就労準備支援担当者が自立相談支援事業を兼務している割合を合わせると66.2%。

自立相談支援事業との連携状況

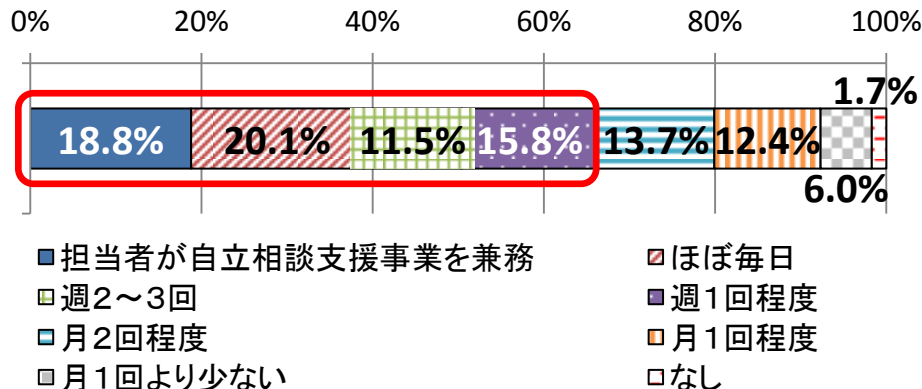
① 連携開始のタイミングをあらかじめ決めているか (n=235)



② 連携開始の具体的なタイミング (n=232)



③ 日常的な情報共有の頻度 (n=234)



- 担当者が自立相談支援事業を兼務
- インテーク面接時から同席
- アセスメント時に情報共有・協議
- プラン作成時に情報共有・協議
- 支援調整会議に出席
- 支援決定後に対象者を紹介

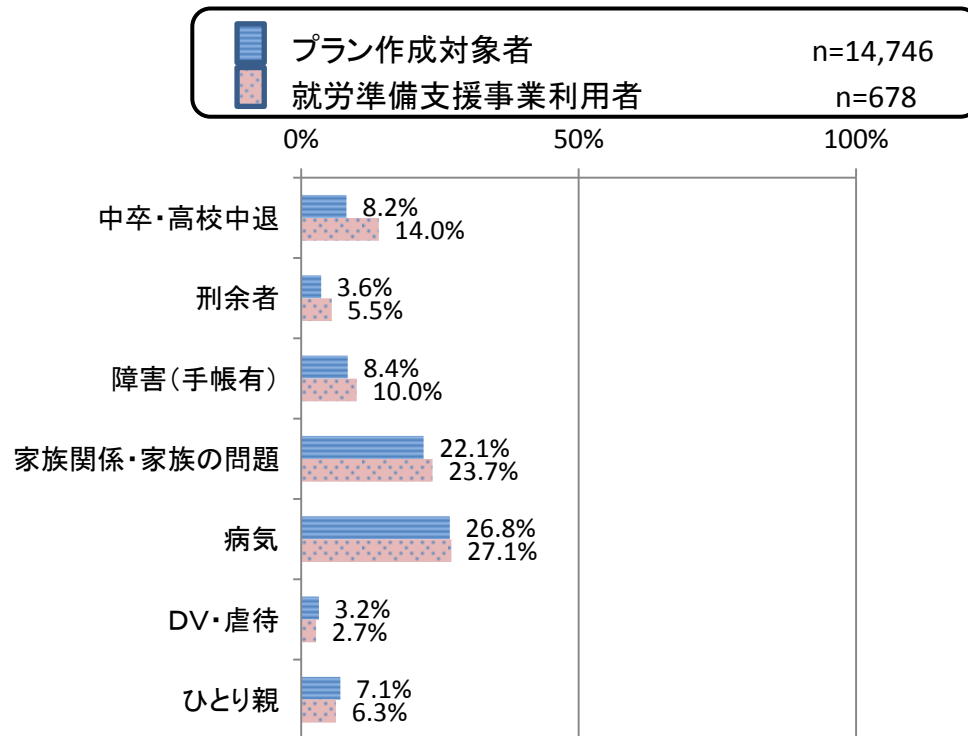
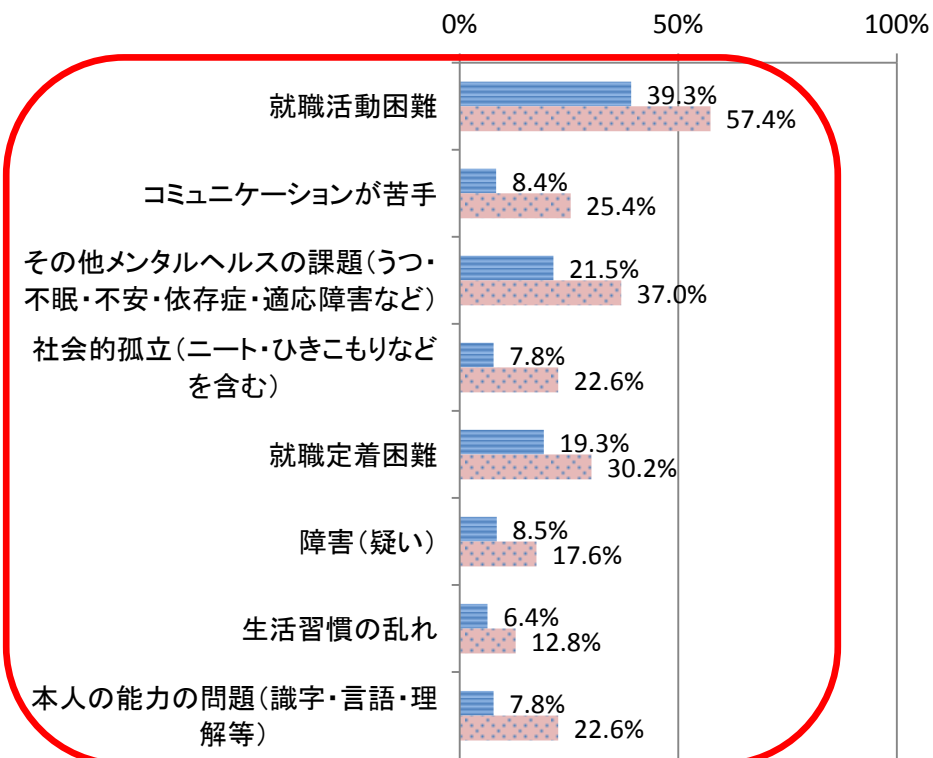
- 就労準備支援事業の利用件数(平成27年度)は、1,833件。
- 就労準備支援事業の利用者は、プラン作成対象者全体と比べて、「就職活動困難」、「コミュニケーションが苦手」、「その他メンタルヘルスの課題」、「社会的孤立」、「就職定着困難」、「障害(疑い)」、「生活習慣の乱れ」、「本人の能力の課題」といった特性を有している。

1. 利用件数(平成27年度)

就労準備支援事業 1,833件

(出典)平成27年度支援状況調査

2. 就労準備支援事業利用者の特性

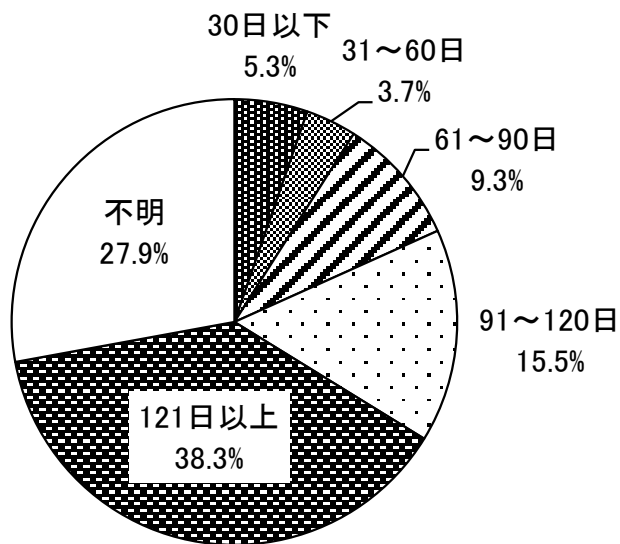


(出典)平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象119自治体の支援決定・対象者数14,746件及びそのうち就労準備支援事業利用者678件についてのもの。(初回プランのみ、複数回答可)

- 就労準備支援事業について、
 - ・ 就労準備支援事業の利用期間の平均は約163日
 - ・ 実際の利用日数の平均は約38日、となっている。

1. 就労準備支援事業の利用期間

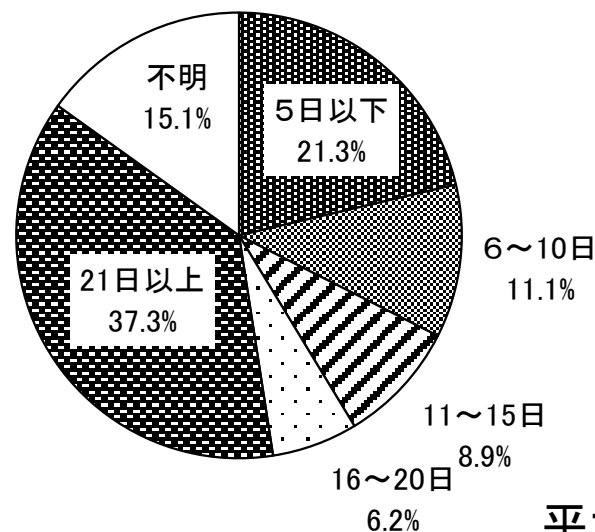
n=678



平均: 163.22日

2. 実際の利用日数

n=225



平均: 38.10日

(出典)平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。1は調査対象自治体119自治体の平成27年4月～平成28年3月までの就労準備支援事業利用件数678件についてプラン作成時に予定していた利用期間を集計したもの、2は当該678件のうちプランの評価を行ったケース225件について実際の利用日数を集計したもの。

就労準備支援事業の効果(実態から①)

- 就労準備支援事業の実態からは、
 - ・ **様々な状態像の人が利用していること、**
 - ・ **就労体験等の実践を重視したオーダーメイドの支援メニューを徐々に充実させながら支援していること、**
 - ・ **着実にステップアップにつなげていること、** 等がわかる。

利用者

- 就労の準備が整っていない人
 - ・ 生活習慣の形成・改善が必要
 - ・ 社会参加能力の改善が必要
 - ・ 自尊感情や自己有用感を喪失
 - ・ 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い 等
- 性別、年齢層、就労経験の有無、離職期間等は様々。

×

就労体験

職場見学

就労準備支援事業所内での軽作業

履歴書作成やハローワークへ通う練習

合宿型の支援への参加

ビジネスマナー講座

ワーク・講座等による自己理解の促進

丁寧な面談

【ステップアップの実現】

就労準備支援事業の利用中に関わった事業所で一般就労

自立相談支援事業の就労支援・生活保護受給者等就労自立促進事業の利用

認定就労訓練事業の利用

・・・対象者のニーズに合わせて必要なメニューを開拓

(注)本頁及び次頁は、平成28年8～10月に、生活困窮者自立支援室において就労準備支援事業を実施している21自治体に対して行ったヒアリングの結果等を基に作成。

- 利用者の状態像が様々であることを反映して、多様な経過をたどってステップアップしていく様子が見えてくるが、特に就労体験を通じた変化が見て取れる。

【ステップアップの実現】

就労準備支援事業の
利用中に関わった
事業所で一般就労

自立相談支援事業の就労
支援・生活保護受給者等就
労自立促進事業の利用

認定就労訓練事業の
利用

【ステップアップまでの多様な経過】

- 就労準備支援事業による就労体験先の事業所での仕事の適性が明らかになり、本人に自信が付き、事業所内での信頼関係も構築されることで当該事業所での一般就労につながる。
- 仕事のイメージを持つことができるようになること等により、就労に対する意欲が高まり、一般就労したいという希望を持つようになる。結果、就労支援員による就労支援や生活保護受給者等就労自立促進事業の利用につながり、一般就労に向けた就職活動を開始。
- 就労継続支援事業所等での就労体験を実施する中で、本人が障害者雇用枠での就労の意向を持つようになり、家族の理解も得られることで、障害者雇用枠での就労や障害福祉サービスの利用につながる。
- 人とのコミュニケーションが苦手等の課題が克服できず、なお直ちに一般就労することが難しいため、認定就労訓練事業の利用につながり、支援付きで働きながら一般就労を目指す。

- 就労体験等の場づくりにおいては、他事業とのタイアップも含め、地域づくりを意識した取組も広がってきている。

【地域づくりの取組実態】

地域活性化

- 観光業界からの依頼を受け、地域行事(七夕祭り)に用いる装飾作りを実施。利用者の参加や交流の場となっている。(秋田県湯沢市)
- 商店街で毎月開催している「16市」においてブースを出展し、地域の交流の場となっている。(静岡県富士宮市)
- 商店街の空き店舗を活用した地域活性化事業として、若者、高齢者、障害者が集う共生型店舗における弁当や総菜の販売等を就労体験として実施。(熊本県熊本市)

特定産業での人材不足
解消

- 地域の観光業を支える宿泊業では、1～2時間でも来てもらえば助かるという仕事があり、就労体験の場となっている。(三重県鳥羽市)
- 担い手が不足している漁網作りに生活困窮者が従事することにより地域課題を解決。(北海道釧路市)

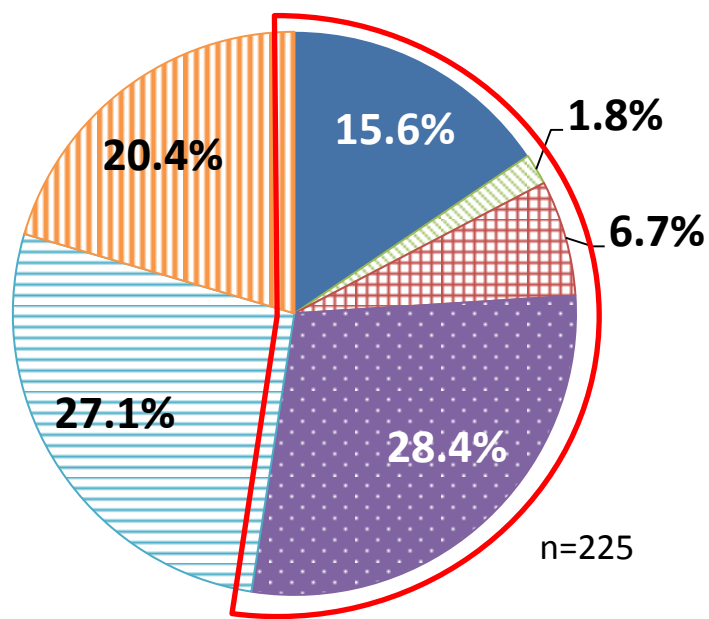
広域的な
地域課題
解決

- 地方の農業等の基幹産業の人材難といった課題や首都圏・都道府県の中心都市の人口集中と就労困難・生活困窮者等の就労支援ニーズの存在を背景に、地域を越えて自治体間で自立就労支援を連携して行うことによって、広域的に課題を解決。※就労準備支援事業と他の事業を組み合わせ、就労体験等による意欲喚起等から、訓練付き就労、就労・移住までを推進。(豊中市・土佐町、泉佐野市・弘前市)

就労準備支援事業の効果（データから①）

- 利用終了後の状況として最も多いパターンとしては、約5割の自治体が次のステップ（一般就労や就職活動等の段階）へ進んでいることを挙げている。

就労準備支援事業利用者の終了後の状況



- 1 就労準備支援事業の利用中に関わった事業所において就労した
- 2 認定就労訓練事業の利用に至った
- 3 生保受給者等就労自立促進事業の利用に至った
- 4 自立相談支援機関の就労支援に至った
- 5 利用終了した者はいない
- 6 その他

就労準備支援事業の効果(データから②)

- 平成28年5月分の新規相談者のうち、「新たな評価指標による調査」において把握した、就労準備支援事業の利用者は147人。
- 今後、同調査において、概ね4か月おきに、これらの者のステップアップ状況を把握していく。



① 意欲・関係性・参加に関する状況

	初回	第2回	第3回	第4回
「自立意欲」 1 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。 2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。 3 2に加え、就労やボランティア活動など社会参加に関心がある。 4 就労やボランティア活動などを探している。または既に行っている。				
「自己肯定感」 1 自分のことを否定し受け入れられない。 2 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・支援者からしか認められていないと感じている。 3 しばしば自分のことを否定的に話す、自分の良い点を挙げるができる。 4 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。				
「対人関係」 1 相手の話を聞くことができない。 2 一対一の関係において、相手の話を聞くことができる。 3 一対一の関係において、相手に配慮した発言や行動ができる。 4 集団において、相手に配慮した発言や行動ができる。				
「社会参加」 1 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。 2 限られた家族・支援者との関わりがある。 3 家族・支援者以外も含め、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。 4 仕事・ボランティア・趣味等で、週に数回又は毎日定期的に会う人と場がある。				
(合計)	0	0	0	0

② 経済的困窮の改善に関する状況

1 借金や滞納があり、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
2 家計管理がうまくいかず、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
3 貯蓄まではできないが、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にはある
4 本人の必要に応じた生活が送れる経済状況で、貯蓄もできる

初回	第2回	第3回	第4回

③ 就労に関する状況

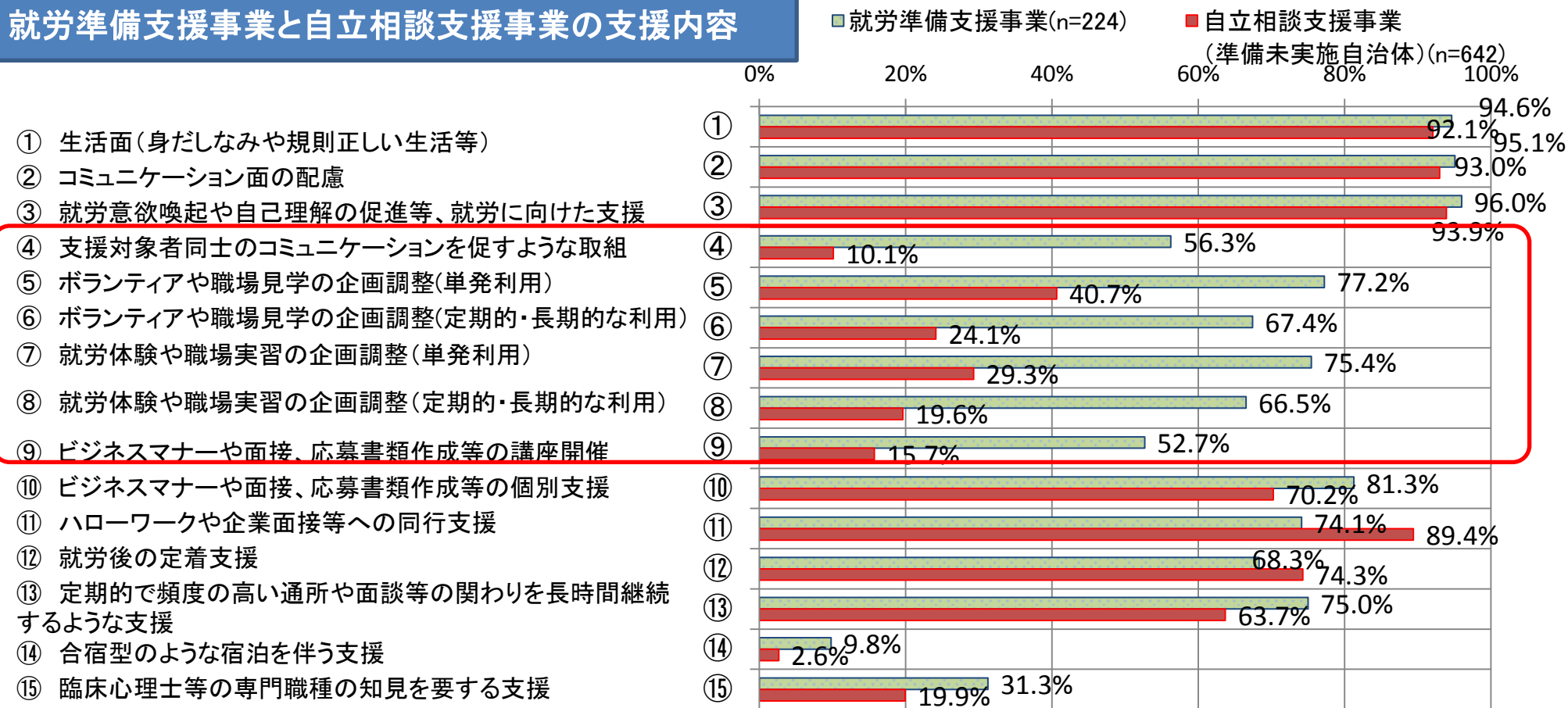
1 就労のために本人、周囲、環境の準備が必要である
2 1の準備は概ね整っているが、支援付きの柔軟な働き方が必要である
3 1の準備が概ね整い、一般就労に向けて活動中
4 一般就労した・している(定着期間中・増収に向けて活動中)
5 定着・増収を実現し、就労自立した

初回	第2回	第3回	第4回

就労準備支援事業の効果(意義①)

- 就労準備支援事業と、就労準備支援事業未実施自治体の自立相談支援事業における支援内容を比較すると、ボランティア、就労体験、講座開催等の支援については、後者においては実施率が低い。
- **就労体験先の開拓等、人手のかかる支援については、就労準備支援事業だからこそ取り組んでいると考えられる。**

就労準備支援事業と自立相談支援事業の支援内容



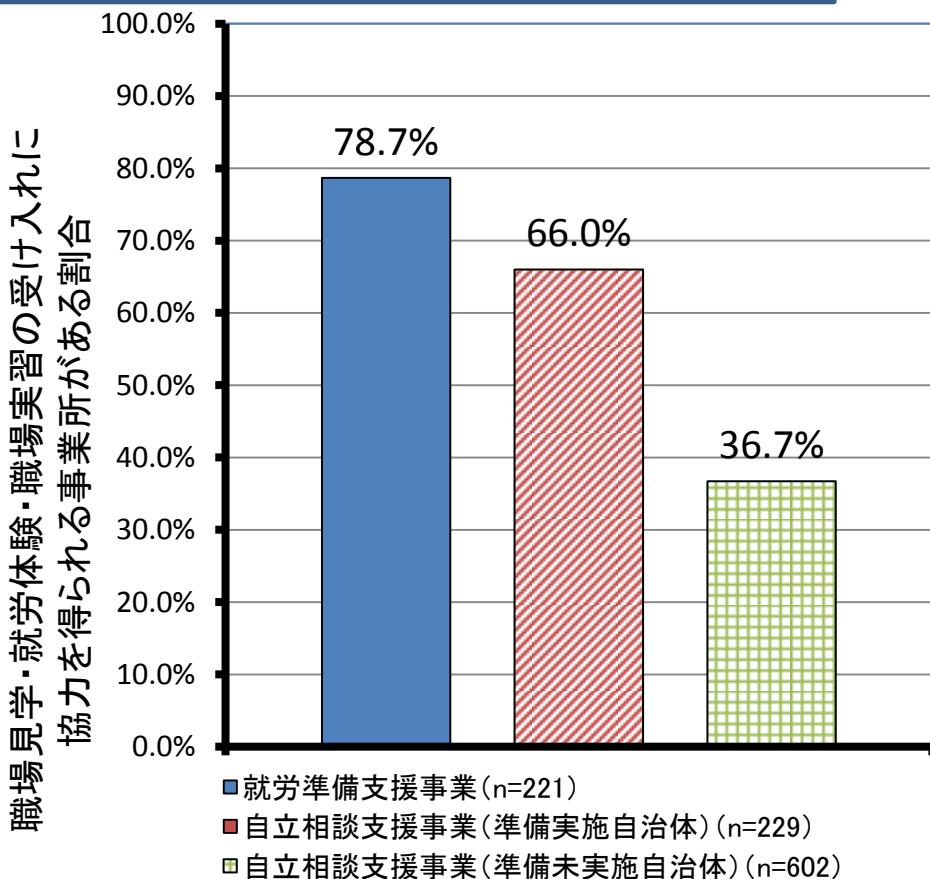
(出典)平成27年度自立相談支援事業等実績調査。就業準備支援事業、自立相談支援事業(就業準備支援事業未実施自治体におけるもの)について実施していると回答のあった支援内容を集計。

就労準備支援事業の効果(意義②)

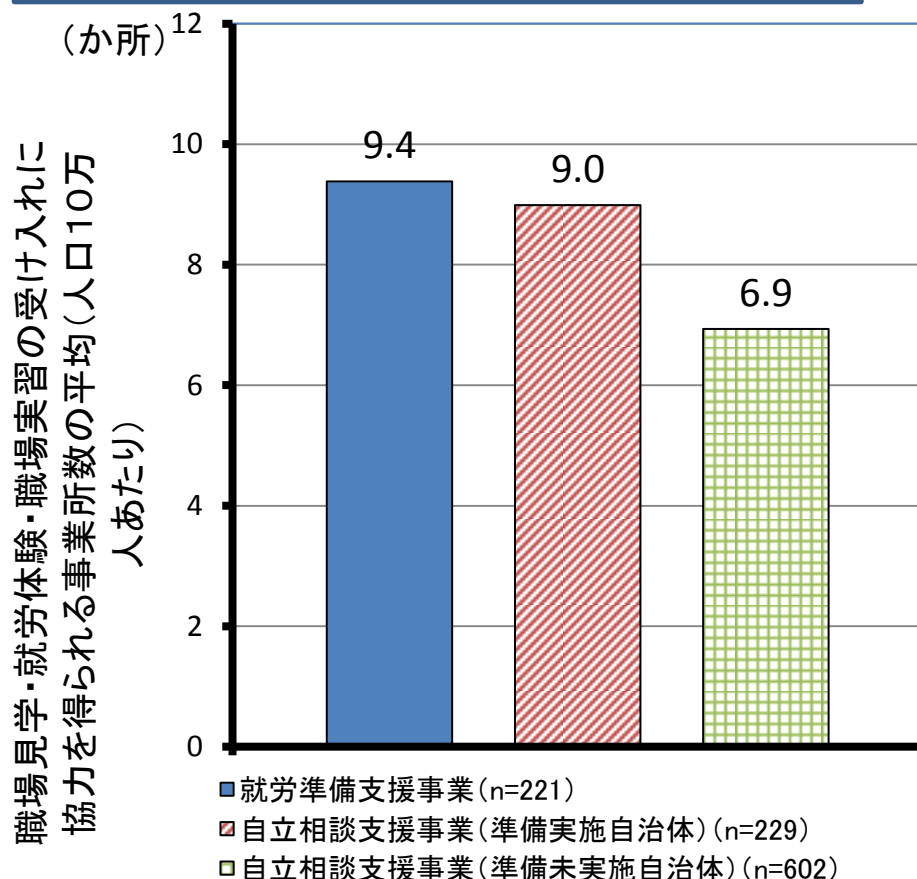
○ 就労準備支援事業の実施自治体においては、

- ・ 就労準備支援事業で**職場見学・就労体験等に協力を得られる事業所**がある割合や、その事業所数
- ・ 自立相談支援事業で**職場見学・就労体験等に協力を得られる事業所**がある割合や、その事業所数
いずれも、**就労準備支援事業未実施自治体の自立相談支援事業よりも高くなっている。**

1. 職場見学・就労体験等に協力を得られる事業所の有無



2. 職場見学・就労体験等に協力を得られる事業所数の平均

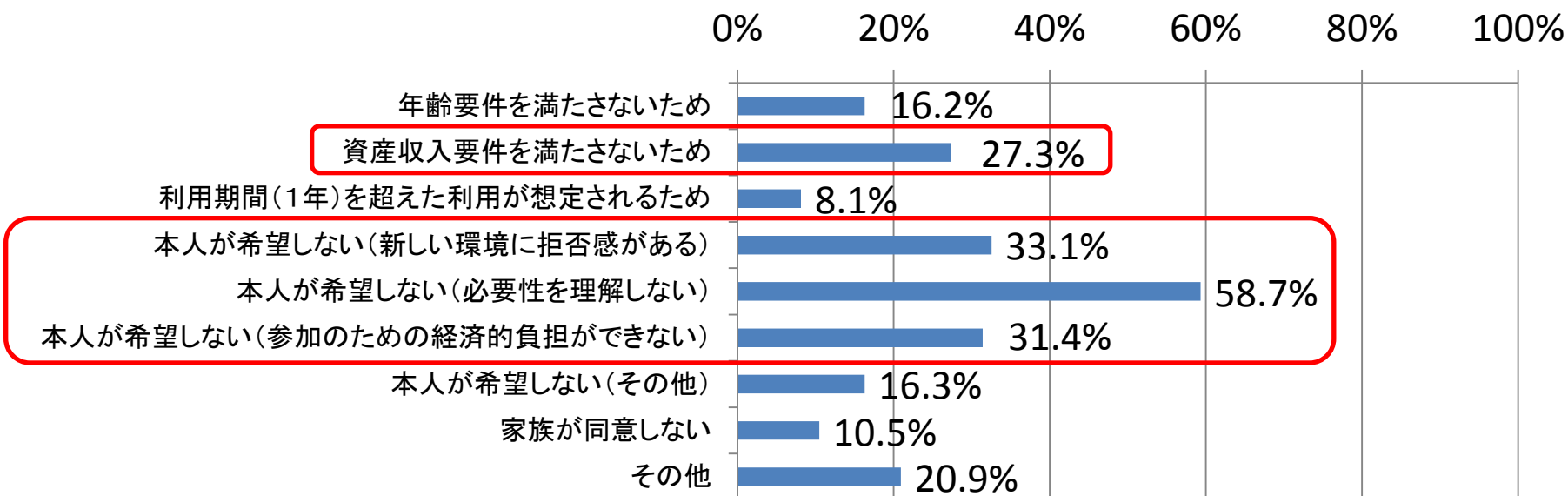


就労準備支援事業を巡る課題①

- 就労準備支援事業実施自治体の自立相談支援機関において、「就労準備支援事業を利用すべき者が利用しなかった理由」を尋ねたところ、
- ・「本人が必要性を理解しない」ことを挙げる自治体が58.7%
 - ・「本人が新しい環境に拒否感がある」ことを挙げる自治体が33.1%
 - ・「参加のための経済的負担ができない」ことを挙げる自治体が31.4%
 - ・「資産収入要件を満たさない」が27.3%、であった。

就労準備支援事業を利用すべき者が利用しなかった理由

n=172



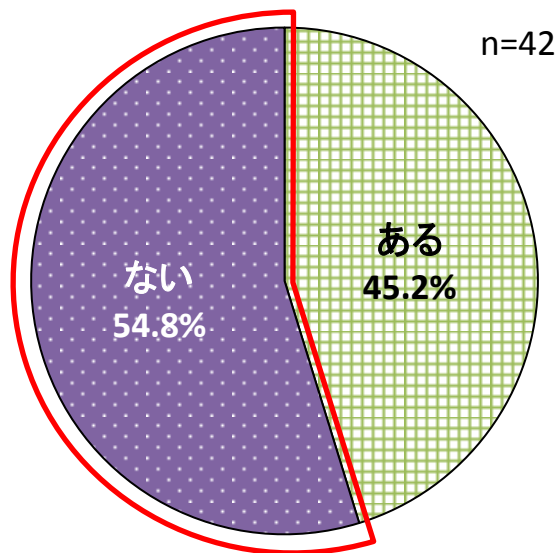
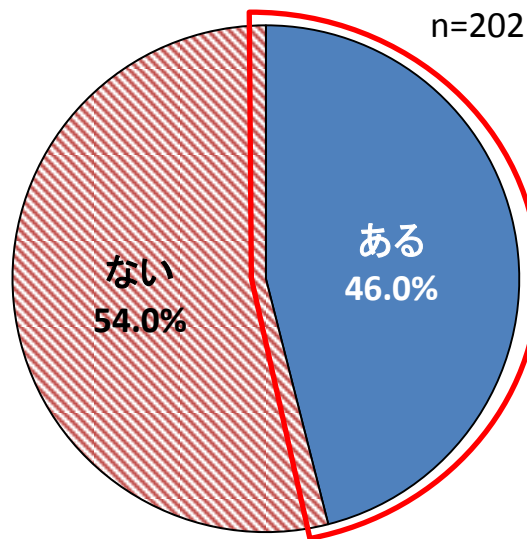
(出典)平成27年度自立相談支援事業等実績調査。調査では就労準備支援事業実施自治体において、就労準備支援事業を利用すべき者が利用しなかったケースが1件でもあれば、その理由を回答(複数回答可)。本グラフは、回答のあった172自治体について、回答を集計したもの。

就労準備支援事業を巡る課題②

- 就労準備支援事業の資産収入要件については施行規則において定めつつ、これに準ずるとして自治体が認める者(以下「準ずる者」という。)は利用できる枠組みとなっている。実態としては、
 - 就労準備支援事業を実施した自治体において、「準ずる者」を認めた実績がある自治体が46%
 - 資産収入要件を満たさず事業利用できない事案があった自治体のうち、「準ずる者」を認めた実績がない自治体が54.8%

1. 就労準備支援事業を実施した自治体において、「準ずる者」を認めた実績があるか

2. 資産収入要件を満たさず事業利用できない事案があった自治体において、「準ずる者」を認めた実績があるか



【参考:資産収入要件の概要】

- 次のいずれの要件にも該当し、かつ申請日において65歳未満の者
 - 申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額(市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12)+住宅扶助基準に基づく額以下であること
 - 世帯の保有する預貯金の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。
- 1に準ずる者として、自治体の長が必要と認める者**

(出典)平成27年度自立相談支援事業等実績調査。2は資産収入要件を満たさず事業利用できない事案があったと回答した42自治体について、「準ずる者」を認めた実績の有無別を集計。

認定就労訓練事業の推進について

認定の仕組み

認定主体
(都道府県、政令市、中核市)



就労訓練事業の経営地の都道府県等において認定

認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与
(税制優遇や優先発注の仕組みの活用)
- 貧困ビジネスの排除
(法人や事業所の運営の健全性を担保) 等

支援のイメージ

就 労 訓 練 事 業

非雇用型

雇用型

特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象外**
- ・ **訓練計画**に基づく就労訓練
- ・ 事業主の指揮監督を受けない
- ・ 達成すべきノルマを設けない

特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象**
- ・ **就労支援プログラム**に基づく支援
- ・ 就労条件における一定の配慮(労働時間、欠勤について柔軟な対応)



一般就労

- (※)就労支援担当者は、事業所ごとに1名以上配置され、以下の業務を行う。
- ①訓練計画や就労支援プログラムの策定
 - ②対象者への必要な相談、指導及び助言
 - ③自立相談支援機関等の関係機関との連絡調整
 - ④上記のほか、対象者の就労支援についての必要な措置

非雇用型・雇用型ともに就労支援担当者(※)による就労支援を実施

連携

自立相談支援機関(就労支援員)による定期的・継続的なアセスメント

期待される効果

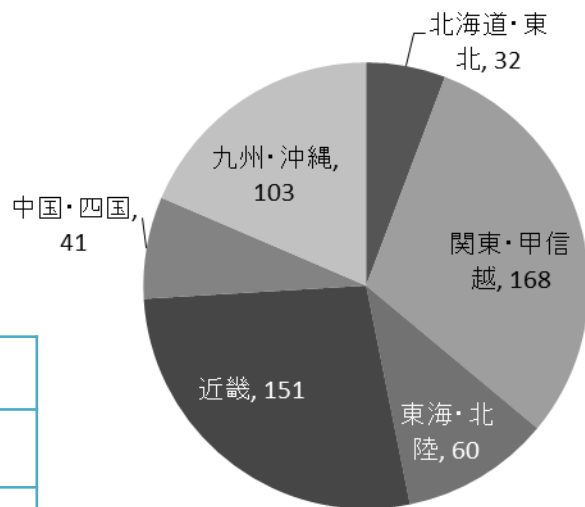
- 対象者の状況に応じた**柔軟かつ多様な働き方**を可能とし、一般就労に向けた着実なステップアップを実現する。
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、**地域における社会資源の開拓(地域づくり)**を実現する。

認定就労訓練事業所の認定状況(平成28年6月30日時点)

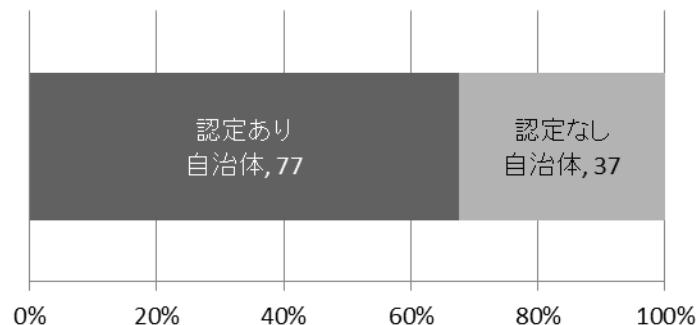
(1) 全体状況

認定件数	555件
利用定員合計	1,707名

(2) ブロック別の状況 n = 555



(3) 認定主体別の状況 n=114自治体



※認定あり77自治体の内訳：
都道府県34、指定都市14、中核市29

(4) 法人種別の状況

n=555

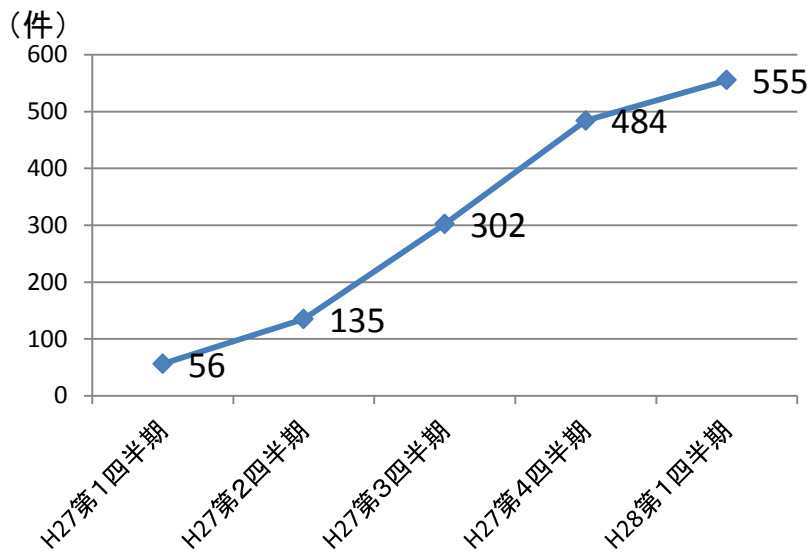
社会福祉法人(高齢者関係)	187
社会福祉法人(障害者関係)	59
社会福祉法人(保護施設)	19
社会福祉法人(児童関係)	5
社会福祉法人(その他)	37
NPO法人	108
株式会社	65
生協等協同組合	34
社団法人(公益及び一般)	5
財団法人(公益及び一般)	5
医療法人	1
その他	30

(5) 予定している主な訓練内容 (n=555、複数回答)

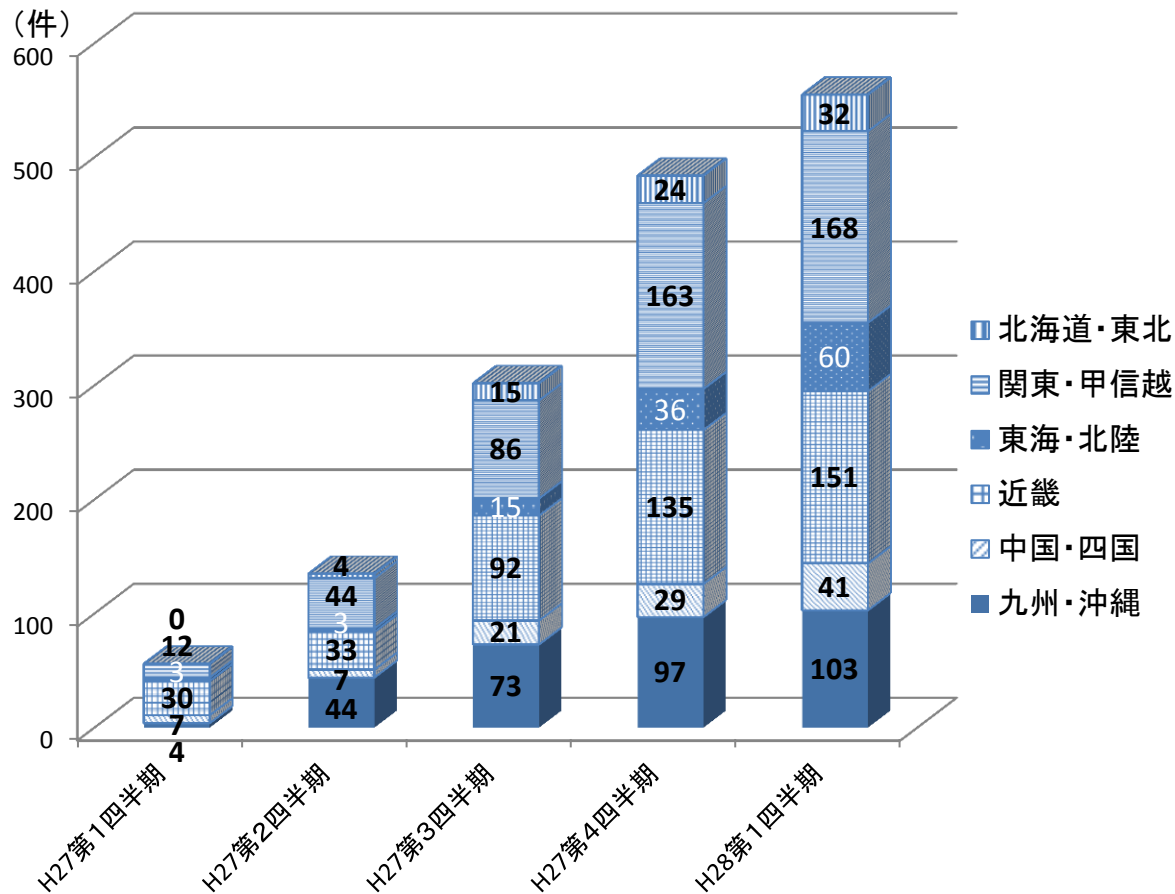
食品製造・加工	30
その他製造	30
クリーニング・リネンサプライ	71
農林漁業関連(加工も含む)	50
印刷関係作業	8

福祉サービスの補助作業	286
事務・情報処理	63
清掃・警備	353
建設作業	3
その他	116

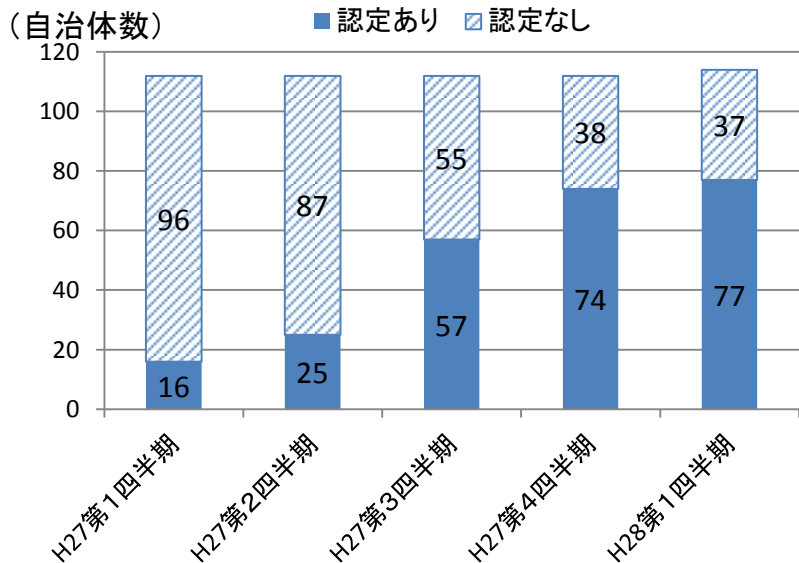
(1) 全体状況 (認定件数：累計)



(2) ブロック別の状況 (認定件数：累計)



(3) 認定主体別の状況



○ 認定件数、認定あり自治体の割合は着実に増加。

○都道府県別の認定状況 (平成28年6月30日時点)

北海道	16	滋賀県	7
青森県	2	京都府	1
岩手県	2	大阪府	108
宮城県	7	兵庫県	5
秋田県	1	奈良県	18
山形県	1	和歌山県	12
福島県	3	鳥取県	7
茨城県	0	島根県	0
栃木県	2	岡山県	6
群馬県	1	広島県	9
埼玉県	33	山口県	5
千葉県	42	徳島県	3
東京都	38	香川県	6
神奈川県	29	愛媛県	1
新潟県	1	高知県	4
富山県	2	福岡県	57
石川県	0	佐賀県	10
福井県	13	長崎県	1
山梨県	0	熊本県	0
長野県	22	大分県	2
岐阜県	0	宮崎県	13
静岡県	16	鹿児島県	10
愛知県	21	沖縄県	10
三重県	8	合計	555

※認定主体(114自治体)別の状況 (都道府県)

北海道	3	滋賀県	7
青森県	2	京都府	0
岩手県	1	大阪府	59
宮城県	4	兵庫県	2
秋田県	0	奈良県	14
山形県	1	和歌山県	12
福島県	1	鳥取県	7
茨城県	0	島根県	0
栃木県	2	岡山県	1
群馬県	0	広島県	5
埼玉県	30	山口県	5
千葉県	23	徳島県	3
東京都	35	香川県	1
神奈川県	0	愛媛県	0
新潟県	1	高知県	2
富山県	2	福岡県	39
石川県	0	佐賀県	10
福井県	13	長崎県	0
山梨県	0	熊本県	0
長野県	15	大分県	2
岐阜県	0	宮崎県	0
静岡県	2	鹿児島県	9
愛知県	3	沖縄県	8
三重県	8	47都道府県計	332

(政令指定都市)

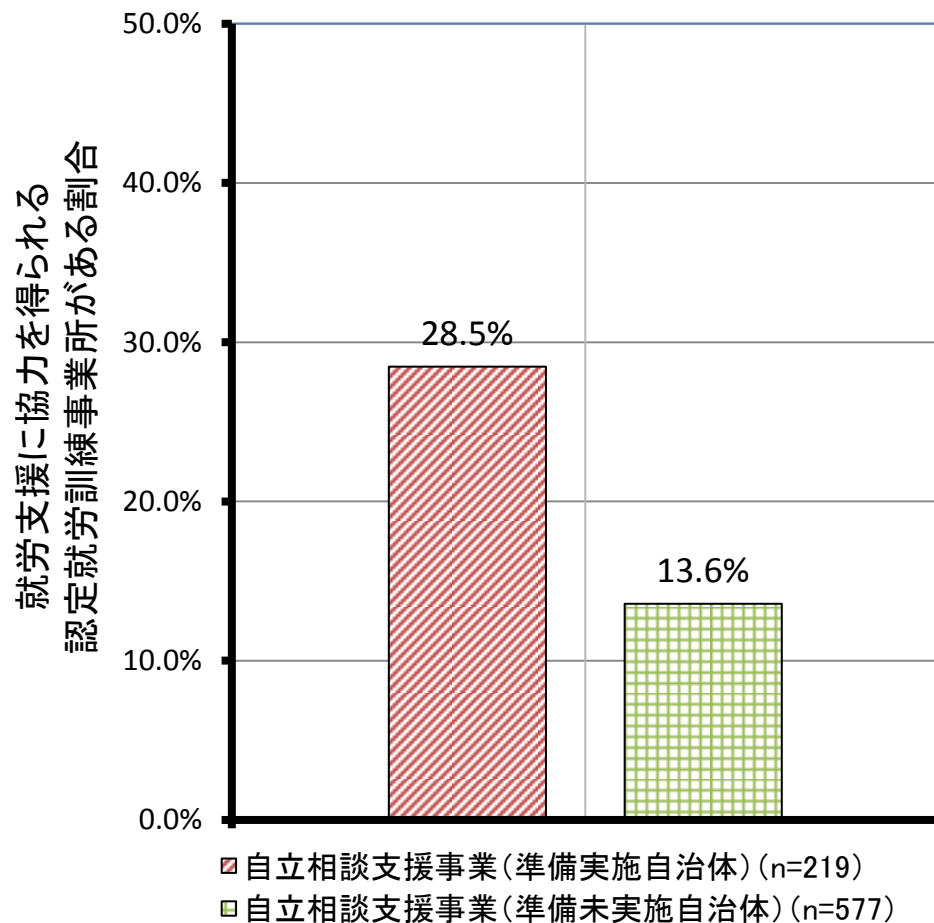
札幌市	11
仙台市	3
さいたま市	0
千葉市	13
横浜市	18
川崎市	0
相模原市	11
新潟市	0
静岡市	1
浜松市	13
名古屋市	14
京都市	1
大阪市	18
堺市	10
神戸市	1
岡山市	2
広島市	4
北九州市	0
福岡市	0
熊本市	0
20指定都市計	120

(中核市)

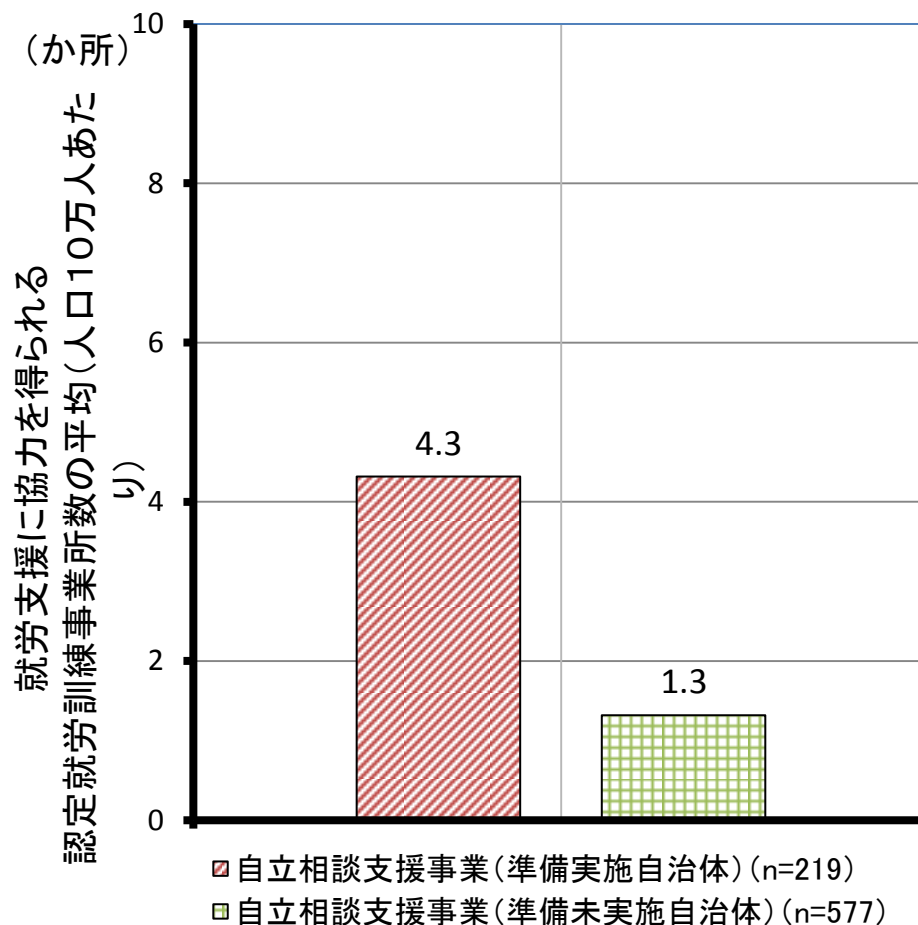
函館市	1	豊中市	10
旭川市	1	高槻市	1
青森市	0	枚方市	1
盛岡市	1	東大阪市	9
秋田市	1	姫路市	0
郡山市	2	尼崎市	1
いわき市	0	西宮市	1
宇都宮市	0	奈良市	4
前橋市	1	和歌山市	0
高崎市	0	倉敷市	3
川越市	2	呉市	0
越谷市	1	福山市	0
船橋市	0	下関市	0
柏市	6	高松市	5
八王子市	3	松山市	1
横須賀市	0	高知市	2
富山市	0	久留米市	18
金沢市	0	長崎市	0
長野市	7	佐世保市	1
岐阜市	0	大分市	0
豊橋市	0	宮崎市	13
岡崎市	2	鹿児島市	1
豊田市	2	那覇市	2
大津市	0	47中核市計	103

- 就労準備支援事業実施自治体の自立相談支援事業は、就労準備事業未実施自治体の自立相談支援事業に比べて、就労支援に協力を得られる認定就労訓練事業所がある割合や、協力を得られる認定就労訓練事業所数の平均が高い。

1. 就労支援に協力を得られる事業所の有無



2. 就労支援に協力を得られる事業所数の平均



- 平成27年度の認定就労訓練事業の利用件数は161件。
- 利用形態としては「非雇用型のみ」が多くなっている。
- 訓練内容ごとの利用状況では、清掃・警備、福祉サービスの補助作業、農林漁業関連(加工も含む)の利用が多くなっている。

1. 利用件数(平成27年度)

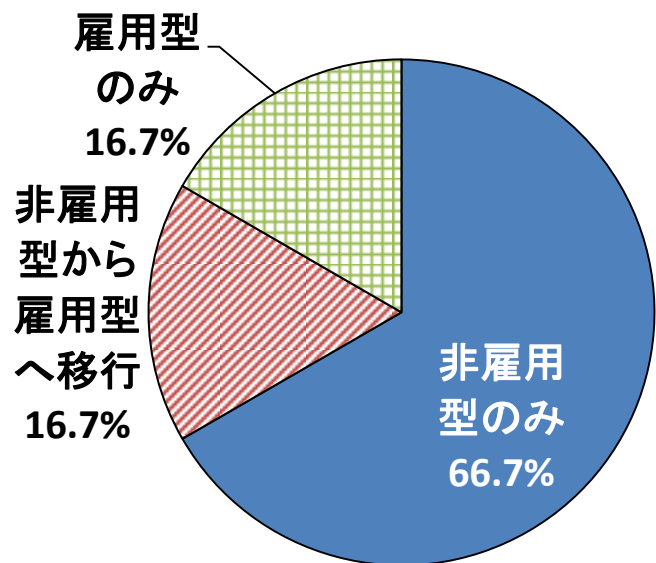
認定就労訓練事業

161件

(出典)平成27年度支援状況調査

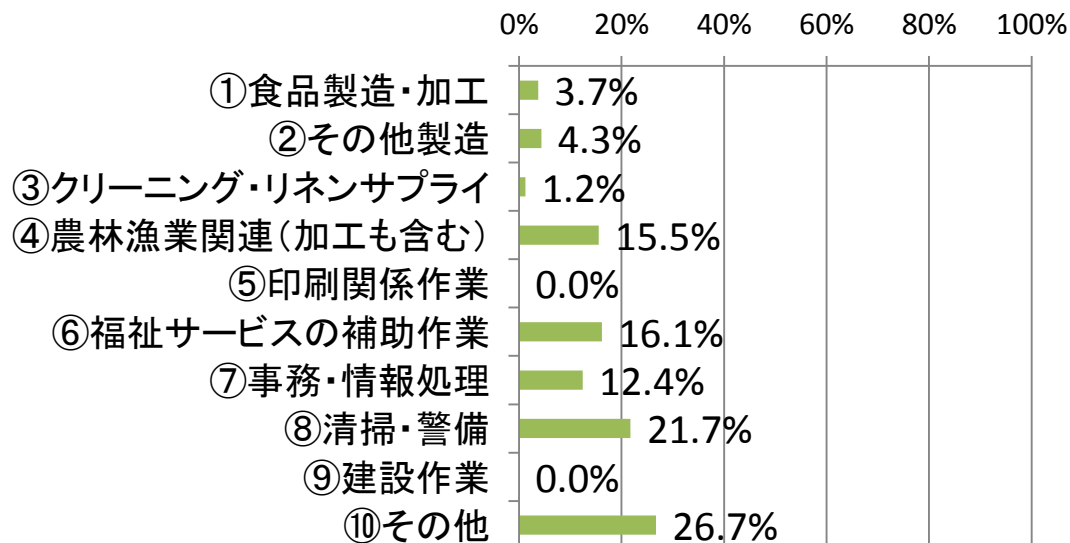
2. 利用形態ごとの利用者数

n=120



3. 訓練内容ごとの利用状況

n=161



(出典)平成27年度自立相談支援事業等実績調査。2は認定就労訓練事業の利用を終了した120人について集計。3は調査において自治体が訓練内容ごとの利用状況を回答(複数回答可)した164件における利用状況の割合を、利用者数161件について割り戻して集計したものを。

認定就労訓練事業の効果（実態から）

- 認定就労訓練事業の実態からは、一定期間継続的な利用を想定してはいるが、その中でもステップアップを意識した支援が行われていることがわかる。
- また、地域ニーズを踏まえつつ就労の場を作り出していく地域づくりにつながっていることがわかる。

【支援イメージ】

利用中のステップアップ
を意識した支援

- 相談者の適性やニーズに応じてひとり一人に合った事業所開拓を実施し、就労実習と企業内支援体制の構築を行うことで、認定就労訓練事業所での一般就労につなげることを目指した支援を実施。（愛知県名古屋市）
- 非雇用・雇用の別だけでなく、報酬・賃金や人事考課等も含めて本人の意欲を高める処遇段階を設定（社会福祉法人風の村）。

【ステップアップの実現】

自立相談支援事業の
就労支援等への
ステップアップ

認定就労訓練事業所
での一般就労

柔軟な働き方を継続
する中での
ステップアップ

（例）対人面の課題を克服しきれないが、徐々に自分の意思を伝えることができるようになり、職場の戦力となってきている。

【地域づくりとのタイアップ】

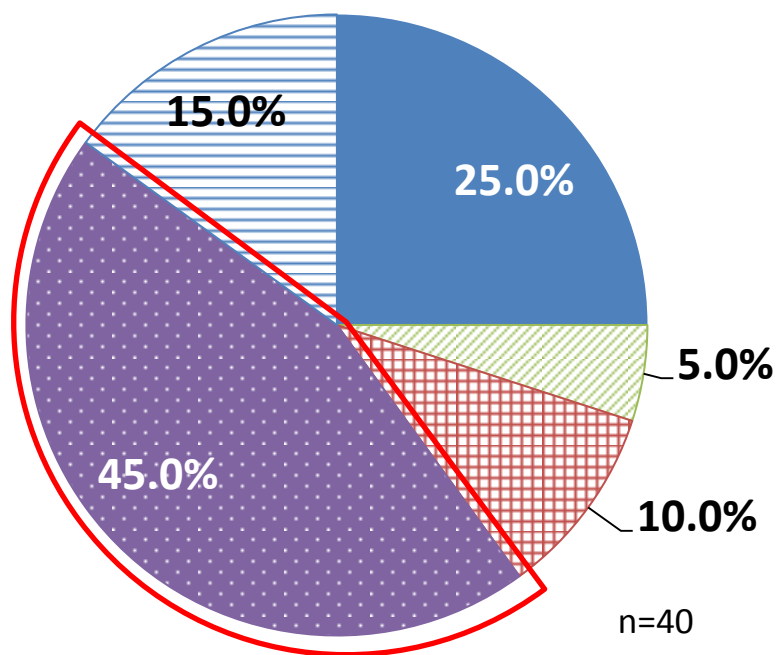
- **東日本大震災で被災したカキ養殖の復興**のため、殻付きカキの出荷作業を認定就労訓練事業として実施。（宮城県）

- 障害者の就労継続支援事業所を運営する社会福祉法人が、**農作業をメイン**にした雇用型の認定就労訓練事業を実施。（鳥取県北栄町）

- 企業説明会を開催することで、**地域の企業のニーズの掘り起こし**を行うとともに、認定を促進し、地域における就労の場を充実。（千葉県松戸市）

- 認定就労訓練事業は、一般就労の前に一定の継続的な柔軟な働き方での就労を想定した事業であり、そのような利用パターンが多いと回答した自治体が全体の45%である。
- 加えて、認定就労訓練事業所の受入れ先でそのまま一般就労したパターンが多いと回答した自治体も25%ある。

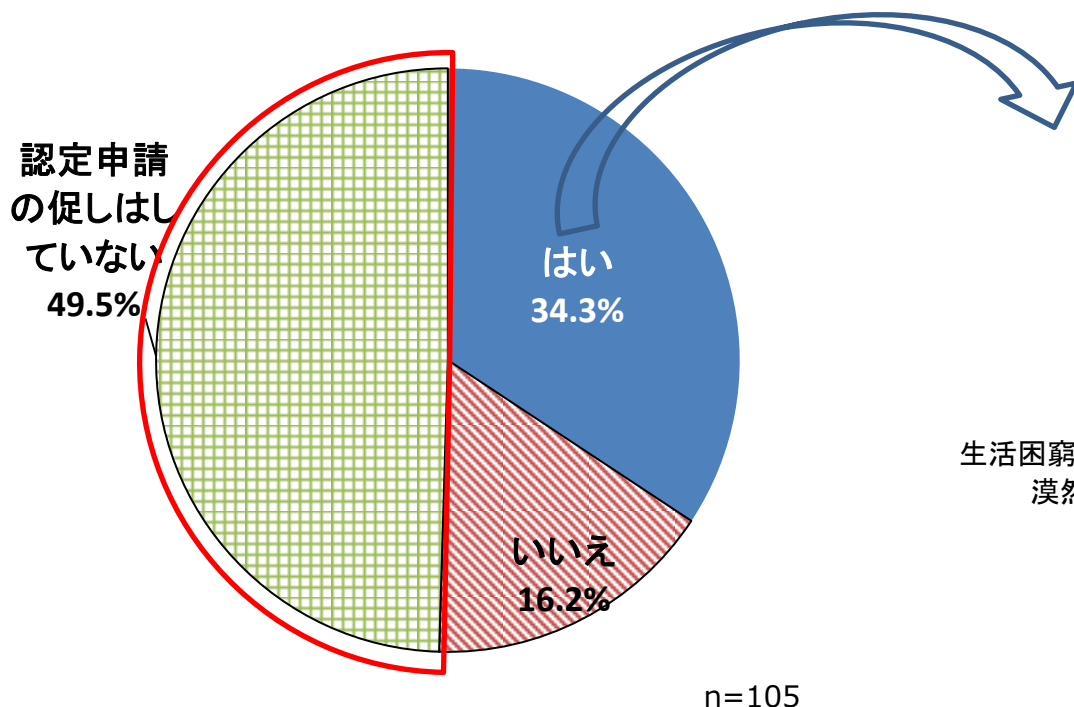
認定就労訓練事業利用者の終了後の状況



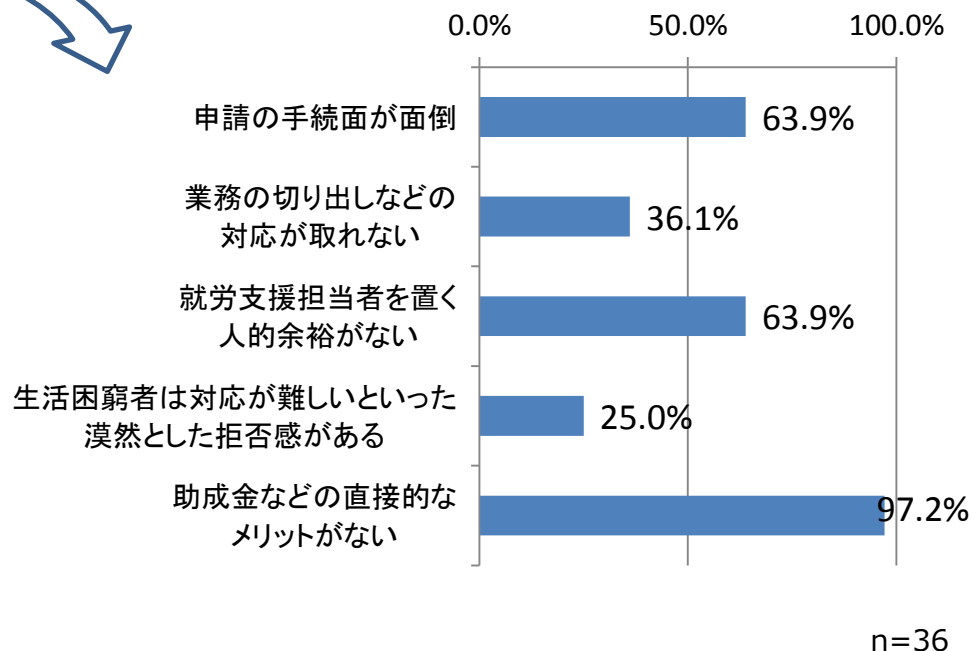
- 1 認定就労訓練事業の受け入れ先でそのまま一般就労した
- 2 生保受給者等就労自立促進事業の利用に至った
- 3 自立相談支援機関の就労支援に至った
- 4 利用終了した者はいない
- 5 その他

- 民間事業所への認定就労訓練事業の認定取得の促しについて、認定主体の自治体のうち約半数の自治体が認定申請の促し自体を行っていない。
- 民間事業所から認定取得を断られた理由については、
 - ・ 「助成金などの直接的なメリットがない」が97.2%となっており、最も多い。
 - ・ この他、「申請の手続面が面倒」、「就労支援担当者を置く人的余裕がない」が約6割となっている。

1. 民間事業所に認定就労訓練事業の認定取得を促した際、断られたことがあるか



2. 認定取得を断られた場合の理由

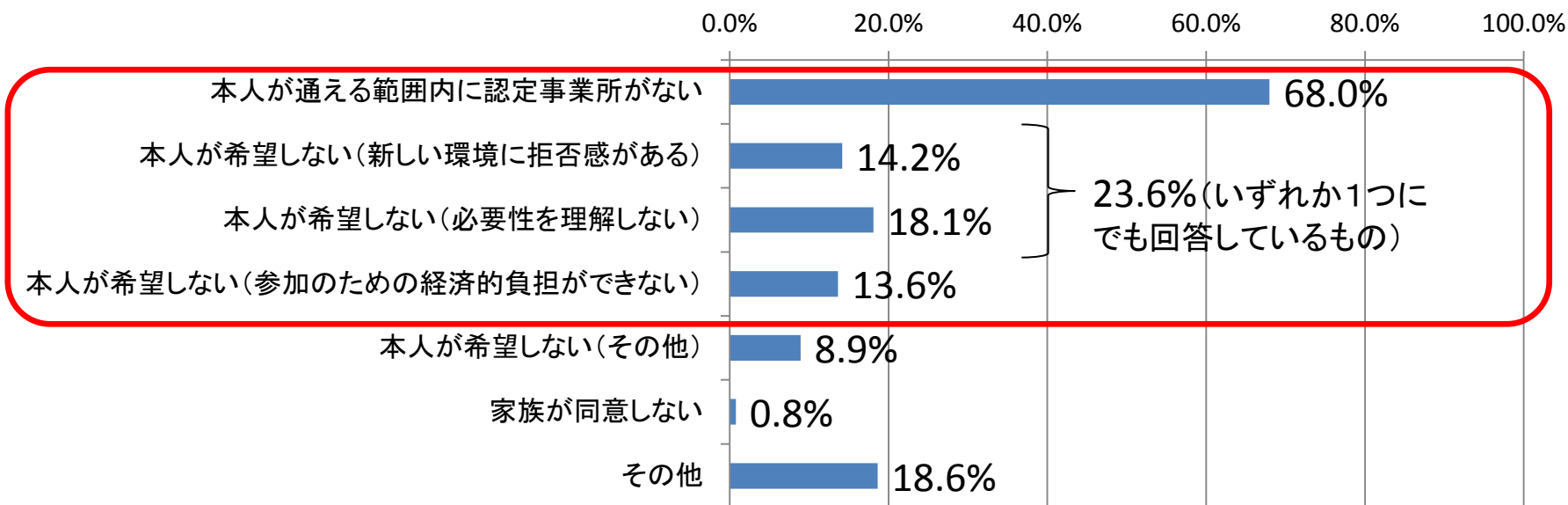


(出典)平成27年度自立相談支援事業等実績調査。1は認定主体である自治体(平成27年度においては112自治体)のうち回答のあった105自治体について集計。2は1で「はい」と回答した36自治体について断られた理由を回答(複数回答可)したものを集計したもの。

- 認定就労訓練事業を利用すべき者が利用しなかった理由としては、
- ・ 「本人が通える範囲内に認定事業所がない」ことが最も多く、68.0%
 - ・ 「本人が新しい環境に拒否感」「必要性を理解しない」が約2割
 - ・ 「参加のための経済的負担ができない」が13.6%
- 等となっている。

認定就労訓練事業を利用すべき者が利用しなかった理由

n=381



(出典)平成27年度自立相談支援事業等実績調査。調査では認定就労訓練事業を利用すべき者が利用しなかったケースが1件でもあれば、その理由を回答(複数回答可)。本グラフは、回答のあった381自治体について、回答を集計したもの。

- 第6次地方分権一括法(平成28年法律第47号)による職業安定法の改正により「地方版ハローワーク」の制度が創設された(平成28年8月20日施行)。
- これにより、地方公共団体が無料職業紹介事業を実施する際の国への届出の廃止やその他各種規制が緩和され、**地方公共団体が創意工夫に基づいて自主的に無料職業紹介を実施できる体制が整備された。**
 - ※「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすることをいう。
 - ※無料職業紹介事業を民間の職業紹介事業者に委託する場合は、その委託した部分については、委託先の職業紹介事業者が引き続き職業安定法上の各種の規制・監督の対象となる。

1. 廃止される届出等

・・・地方公共団体が無料職業紹介事業を行う際に課されていた各種規制等を廃止。

○事業開始時の届出義務の廃止
(※通知のみで可能となる)

○その他各種規制・国の監督の廃止

- ①国による助言指導、勧告、報告徴収、立入検査
- ②国による事業停止命令
- ③国による改善命令
- ④職業紹介責任者の選任(※職業紹介責任者講習会の受講の必要はなくなるが、積極的な活用を呼びかけている)
- ⑤帳簿の備え付け
- ⑥事業報告書の提出

※名義貸しの禁止、労働条件等の明示、性別等による差別的取扱の禁止等の規制は引き続き課される。

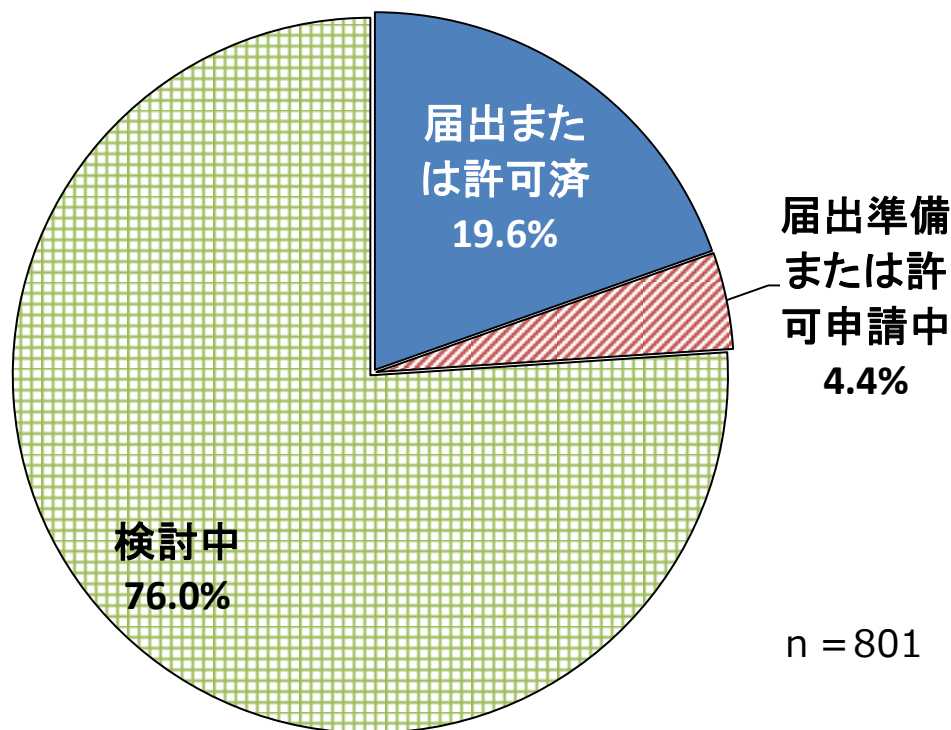
2. 地方公共団体が無料職業紹介を実施することによる効果

- **就労体験からのスムーズな一般就労移行**
就労体験先の事業所で一般就労へ移行できる場合に、地方公共団体が就労体験から職業紹介まで一貫した支援が可能。
- **認定就労訓練事業(雇用型)へのあっせん**
- **地域の事業所ニーズを踏まえた求人内容の調整や職業紹介**
地方公共団体の産業部門等が把握している地域の事業所ニーズ・生活困窮者の状態等を踏まえた求人内容の調整や職業紹介が可能となる。

自立相談支援事業における無料職業紹介事業の実施状況

- 自立相談支援機関が認定就労訓練事業（雇用型）の利用をあっせんする行為は、職業安定法上の「職業紹介」に該当すると考えられることから、
 - ・ 直営で自立相談支援事業を実施する場合は地方公共団体が無料職業紹介事業の届出を行う必要、
 - ・ 委託により実施する場合は受託事業者が職業紹介事業の許可を受ける必要、があることはこれまで地方公共団体宛て周知してきた。
- 無料職業紹介事業の実施状況について見ると、自立相談支援事業における無料職業紹介事業の実施を「検討中」の自治体が76%である。

無料職業紹介事業の実施状況



無料職業紹介の具体的な活用実態

- 無料職業紹介事業の仕組みの活用により、意欲・能力の面から見て一般就労が可能となることが見込まれるが、本人のニーズに合ったオーダーメイドの求人を作り出すことで就労しやすい者に対し、本人に合った求人を開拓し、一般就労につなげる支援がなされている。

①本人のニーズ把握

②事業所開拓・求人のアレンジ・マッチング

【支援イメージ】

無料職業紹介の活用が効果を発揮する利用者のイメージ
=意欲・能力の面から見て一般就労可能となることが見込まれるが、本人のニーズに合ったオーダーメイドの求人を作り出すことで就労しやすい者

- ・ 年金による収入不足を補う短時間の就労ニーズがある高齢者
- ・ 家庭の状況により就労時間を柔軟に設定する必要がある人
- ・ 人とのコミュニケーションが苦手等の理由により、業務内容への配慮が必要な人等

無料職業紹介事業

- ・ 本人や世帯の状況等に応じて求人を開拓・アレンジしマッチング
- ・ 人手不足の事業所への支援にもなる

事業所

- ・ 1日8時間のフルタイムの求人を、障害者2人で4時間ずつの求人や高齢者と障害者で6時間と2時間の求人にアレンジ
- ・ 給与を週払いとする 等

本人や世帯の状況等に合わせて就労時間や業務内容等を事業所と調整する等によりオーダーメイドの求人を作り出し職業紹介を行うことで、一般就労が可能になる。

無料職業紹介を活用した個別の求人開拓・あっせんの取組事例①

自治体名	運営方法	取組内容
大阪府 豊中市	直営	<ul style="list-style-type: none"> ○平成18年度より無料職業紹介事業を実施。独自に市内等の事業所にアプローチし、相談者の状況に応じた求人開拓を実施。 ○就労準備支援事業による就労体験を民間事業所の協力を得て実施。民間事業所は「自社で働けるか」という視点で支援を行い、就労の可否を素早く判断し、可能であれば無料職業紹介事業を活用して、当該事業所における一般就労につなげている。 ○また、一般の求人条件に応募できない就職困難者に対しては、本人の状況に応じて、就業時間の調整(1日8時間の求人を、障害者2人で4時間の求人にする、高齢者と障害者でそれぞれ6時間と2時間の求人にする等)、年齢条件を緩和、給与の支払い方法の調整(週払いや日払い等にする)をした上でマッチングを実施。 ○地域の事業所に対して、切り出せる業務を具体的に提案しつつ、求職者の紹介をすることで、求職者と事業所の相互の満足につながっている。
鳥取県 北栄町	直営	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年春に無料職業紹介事業を開始。商工会や農作業人材紹介センターと連携して職業紹介ができる体制を整備。 ○県と連携して、就労訓練事業を通じて実施する地域づくりに対する補助事業を実施。同事業の対象となった農作業をメインにした事業所が認定就労訓練事業所となり、同事業所に対し雇用型での訓練へのあっせんを実施。
北海道 釧路市	委託 (釧路社会的企業創造協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年10月から無料職業紹介事業を開始。 ○地域の事業所とも連携し、軽作業(就労準備支援事業による内職作業)・企業見学・就労体験・企業実習・短時間就労・一般就労という段階的な就労支援の仕組みを構築。 ○年齢や社会経験の乏しさ等が原因でハローワークの職業紹介だけでは就労することが困難な者については、企業実習・就労体験等の段階的な就労支援を行う中で、事業所と関係を構築し、当該事業所での一般就労を目指すといった支援を行っている。

無料職業紹介を活用した個別の求人開拓・あっせんの取組事例②

自治体名	運営方法	取組内容
愛知県 名古屋市	委託 (市社協 等のJV)	<p>○平成27年4月より無料職業紹介事業を開始。ハローワークの求人情報等をもとに求人や就労体験先を開拓。</p> <p>○求人開拓では、本人にあった環境の職場を探し、まずは就労体験先や認定就労訓練事業所として協力してもらい、職場見学や就労体験等を通じて一般就労につなげていく。</p>
神奈川県 川崎市	委託 (株)パ ソナ)	<p>○平成26年5月より就労意欲は高いものの採用されにくくなってしまっている高齢者・生活困窮者等に対して、条件を緩和した求人を開拓して、マッチングを実施。</p> <p>○具体的には、ハローワークの求人情報等をもとに、週5日フルタイムの仕事の勤務時間を少し短くする、保証人がいない人も受け入れを可能とする、給料を週払いにする、年齢条件を緩和する等の調整を、電話や訪問等により実施。本人の意欲を上げて、企業の条件を下げることで、マッチングゾーンを広げる。</p> <p>○例えば、高齢者の場合、面接の約束ができれば、健康な状態であることを伝えるよう工夫することで就職につながりやすくなる。また、仕事のブランクがある人、健康状態が不安な人は、まずトレーニングやボランティアから入って、仕事ができるかどうかを見極めてもらうよう工夫することで就職につながりやすくなる。</p>
東京都 大田区	委託 (やまて 福祉会)	<p>○平成27年11月から無料職業紹介事業を開始。</p> <p>○求人開拓担当者が地場産業を含む区内の事業所を回り、安定就労ができる求人を見つけたり、求人の切り出し等の調整作業を担っている。</p> <p>○求職中の相談者に対しては、多くの求人の中から日払いや住み込みをはじめ、その人にあった仕事を探し、直ちに企業への打診を行い、履歴書や面接指導を行うことでスムーズな就労につなげている。</p>